

## 盛岡市立地適正化計画の変更（案）について

令和5年2月9日

都市整備部

### 1 趣旨

令和2年6月に都市再生特別措置法が一部改正され、頻発化・激甚化する自然災害への対応として、災害に強いまちづくりと併せて都市のコンパクト化を進めるため、立地適正化計画の中に都市の防災に関する機能を確保するための「防災指針」を定めることが位置付けられている。

令和2年3月に当初策定（令和3年3月、第1回変更）した「盛岡市立地適正化計画」に「防災指針編」を追加する変更について、変更素案に関する説明会及びパブリックコメント（意見募集）並びに岩手県との協議等が終了し、変更案を作成したものである。

### 2 経過

- 令和4年3月24日 第6回盛岡市立地適正化計画検討協議会（防災指針の検討状況について説明）
- 令和4年9月15日～ 変更素案について庁内意見照会
  - 9月29日～ 岩手県協議
- 10月3日 国土交通省東北地方整備局へ変更素案の内容について説明
- 10月24日 政策形成推進会議
- 10月31日 庁議
- 11月8日 第7回盛岡市立地適正化計画検討協議会（変更素案について協議）
- 11月17日 第191回盛岡市都市計画審議会（変更素案について事前審議し、異議なく可決）
- 11月17日 玉山地域振興会議（変更素案を諮問し、「可とする」答申）
- 11月24日 市議会全員協議会
- 11月25日～ 変更素案に関する説明会（市内5箇所）
- 12月1日～ パブリックコメント
- 令和5年1月16日 庁議
  - 1月31日 第8回盛岡市立地適正化計画検討協議会（変更案について協議）
  - 2月1日 盛岡市玉山地域振興会議（変更案の内容について説明）

※変更素案に関する説明会及びパブリックコメント（意見募集）並びに岩手県との協議の結果については、「資料1」のとおり。

### 3 変更素案からの主な修正点

変更素案に関する説明会の質疑、関係機関との協議における意見等の対応を含め、変更素案からの修正点については、「資料2」のとおり。

なお、基本的な考え方及び方針等に変更はありません。

#### (1) 防災指針編（案）55ページ

「館坂橋から夕顔瀬橋付近までの氾濫流や河岸侵食が想定される区域と居住誘導区域に含まない範囲は整合しているのか。」との意見があり、家屋倒壊等氾濫想定区域を精査し、居住誘導区域に設定しない範囲を修正する。

#### (2) 防災指針編（案）68～81ページ

国、県が事業主体となる対策について、市の取組として「…国（県）へ要望します。」という文言に修正する。

### 4 今後のスケジュール

令和5年2月9日	市議会全員協議会（本日）
2月10日	第192回盛岡市都市計画審議会（本審議）
3月	市長決裁、公表

盛岡市立地適正化計画（変更素案）に関する説明会及びパブリックコメント（意見募集）並びに岩手県との協議の結果について

1 説明会結果

(1) 日時、会場、参加者数

日時	場所	参加者数
令和4年11月25日（金）18時30分	渋民公民館 視聴覚研修室	0名
令和4年11月28日（月）18時30分	都南分庁舎 4階大会議室	1名
令和4年11月29日（火）18時30分	上田公民館 第1集会室	0名
令和4年11月30日（水）18時30分	西部公民館 大会議室	0名
令和4年12月1日（木）18時30分	プラザおでって 大会議室	1名

(2) 周知方法

広報もりおか11月15日号、市公式ホームページ

(3) 質疑及び対応等

ア 令和4年11月28日（月）

質疑等（要旨）	対応等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・湯沢団地の近くには、土石流の危険箇所があり、平成25年の豪雨以上の集中豪雨があれば、災害が発生する可能性があるが、それよりも危険だと感じているのが、今年、皆伐された斜面であり、湯沢団地への影響が心配である。</li> <li>・地震も含め、団地として、防災に対し、どのような備えをすればいいのか、頭を痛めている。</li> <li>・市や県においては、災害への対応について、地域の個別事情に応じた勉強会を開催してほしい。そうすれば、地域の住民も、災害を身近に感じるようになるのではないかと思っている。</li> <li>・北上川水系では、御所ダム、四十四田ダ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係部署との間で情報共有する。</li> </ul>

ム、綱取ダムにおける流量調整を行っても、このような大きな水害が想定されることを理解することができた。	
--	--

イ 令和4年12月1日（木）

質疑等（要旨）	対応等
・洪水浸水想定区域の計画規模（L1）、想定最大規模（L2）の被害想定は、四十四田ダムの嵩上げなど、ハード整備を考慮に入れたものか。	・国土交通省の資料によると、四十四田ダムの嵩上げにより、洪水浸水想定被害の軽減が図られるものである。
・館坂橋から夕顔瀬橋付近までの氾濫流や河岸侵食が想定される区域と居住誘導区域に含まない範囲は整合しているのか。	・家屋倒壊等氾濫想定区域を精査し、居住誘導区域に設定しない範囲を修正する。
・盛岡駅南側空き地は、現状は「その他の市街化区域」になっているが、今後、当該地は居住誘導区域等に変更される可能性はあるか。	・変更の予定なし。

## 2 パブリックコメント（意見募集）結果

- (1) 期間 令和4年12月1日（木）～12月21日（水）
- (2) 募集方法 応募フォーム、郵送、ファクス、持参
- (3) 受付意見数 3件（個人1人、法人2団体）
- (4) 意見要旨及び盛岡市の考え方（案）等

No.	意見要旨	盛岡市の考え方（案）	反映区分
1	<p>※盛岡駅南側空き地（JR東日本及びJR貨物所有地）活用に関する要望</p> <p>盛岡市中心部の良好なイメージを醸成するために民間活力を使って、更には盛岡市中心部の面的な発展のためにも、当該地を都市機能誘導区域と居住誘導区域に変更し、公</p>	<p>当該地は、都市計画法により用途地域の工業地域として定められている地域となります。</p> <p>盛岡市立地適正化計画においては、工業地域については、工業系の集積を誘導すべき地域として、居住誘導区域及び一般居住区域に含めない考え方としております。</p> <p>都市機能誘導区域の中心拠点【中</p>	D

	<p>公共交通の利便性が高い「都心居住区域」として、暮らしの場を提供できるよう要望します。</p>	<p>【心市街地】については、既定計画の位置付け（※）に基づき設定しており、当該地は計画区域外のため、都市機能誘導区域に含めない考え方としております。</p> <p>（※）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地活性化つながるまちづくりプラン（盛岡市中心市街地基本計画）における「中心市街地区域」</li> <li>・盛岡駅西口地区地区計画における「商業業務地区1、2、3、4」、「近隣商業地区」</li> </ul>	
--	---	---	--

【意見の反映区分】

- A：計画等に盛り込むもの
- B：計画等に盛り込み済みのもの
- C：計画等に盛り込まないもの
- D：その他、要望・意見・感想等

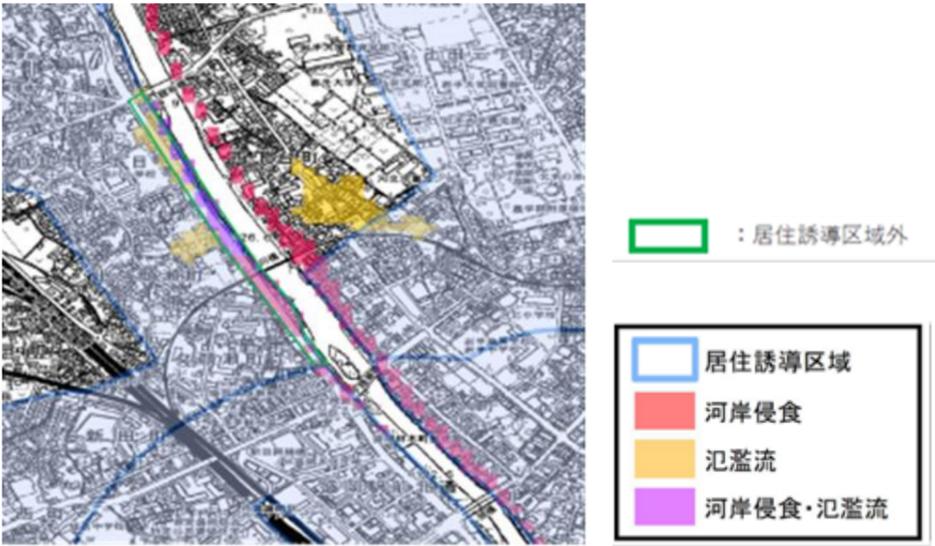
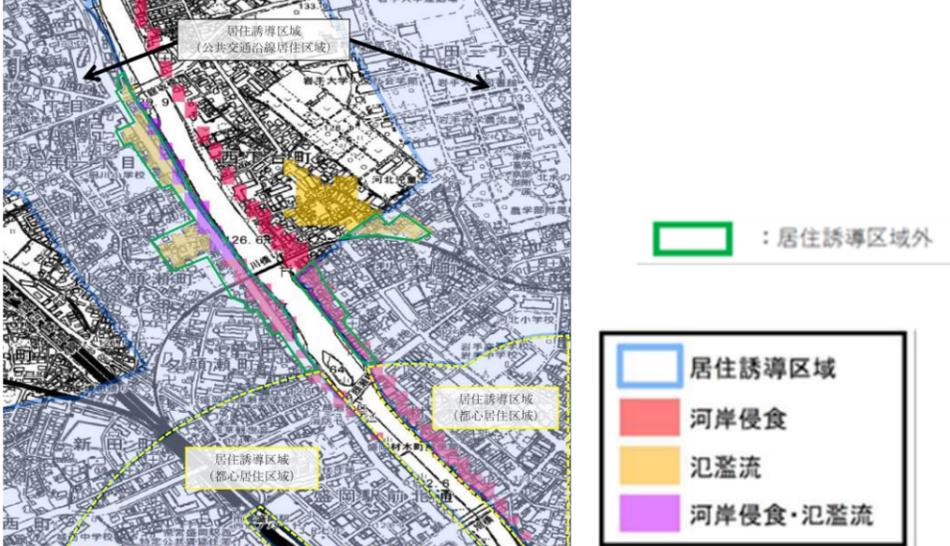
(5) その他

パブリックコメント（意見募集）の結果は、公表資料を都南分庁舎2階の都市計画課等に備え付けるほか、市の公式ホームページに掲載します。

3 県との協議における意見及び対応（軽微な事項等は省略）

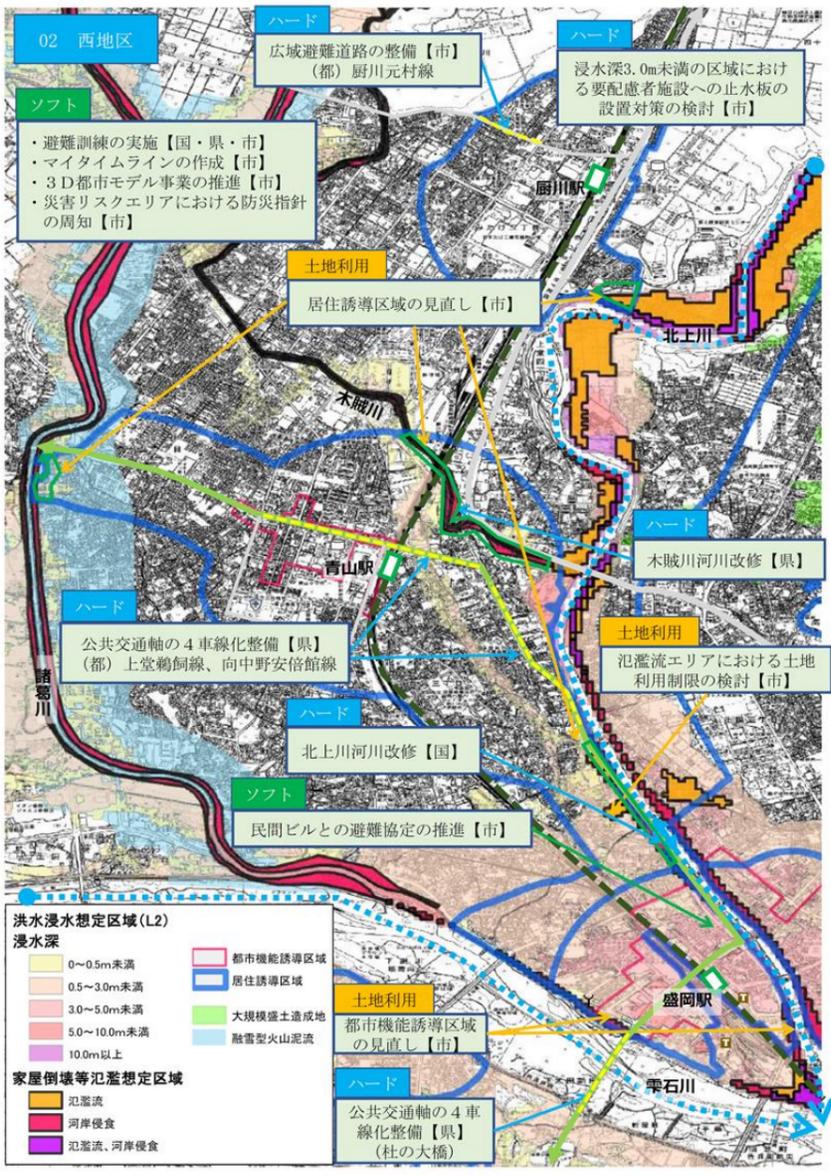
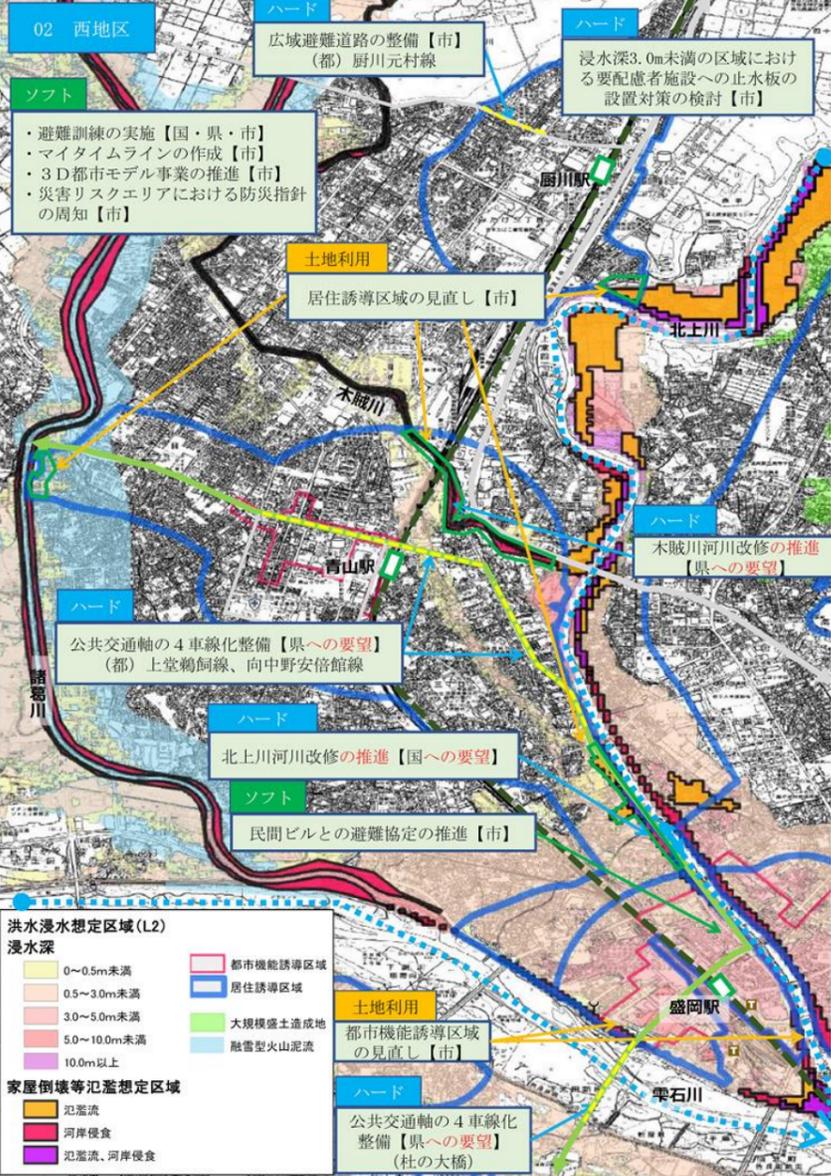
No.	意見等要旨	対応等
1	協議に対し異存なし。	—

防災指針編（素案）からの修正点等

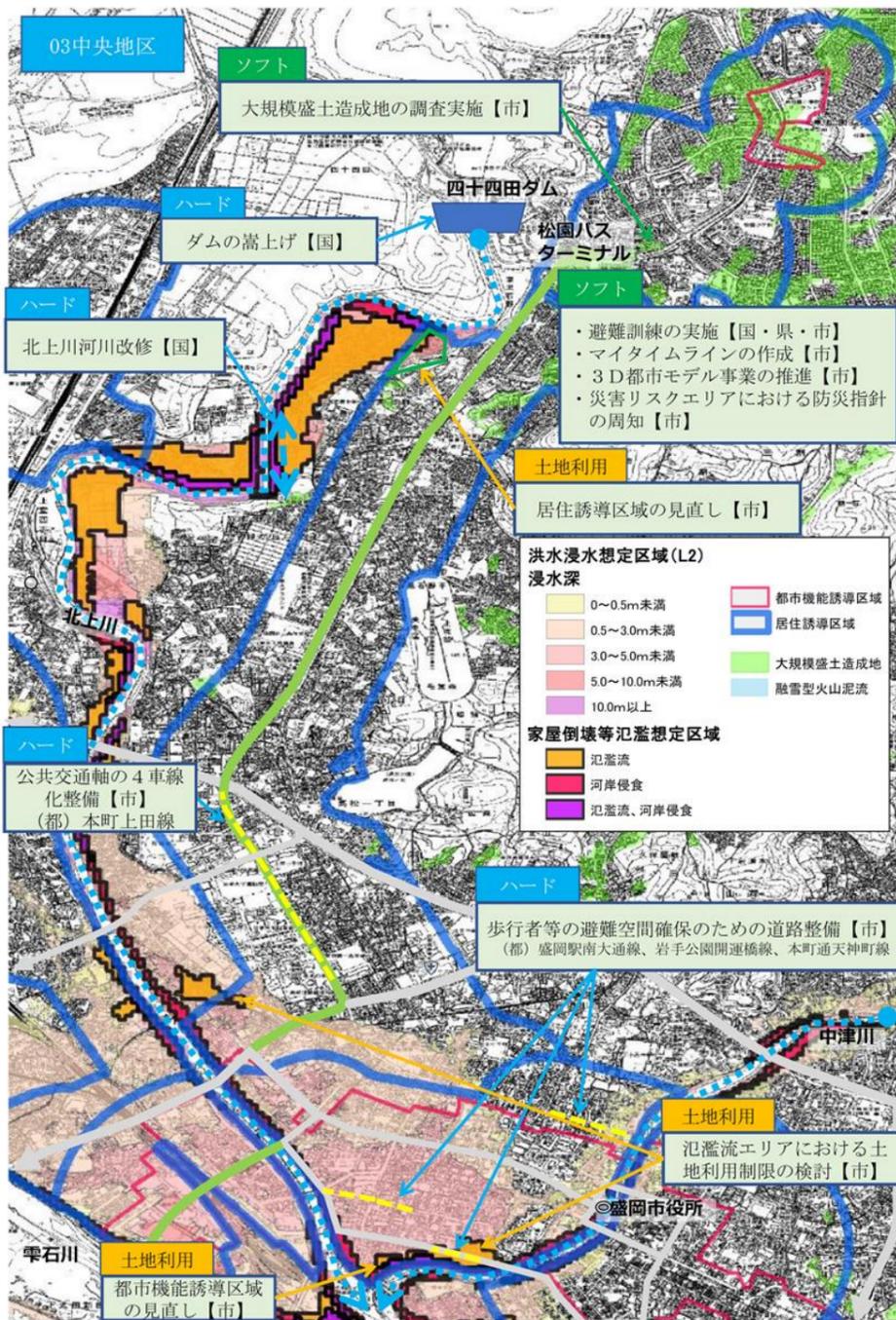
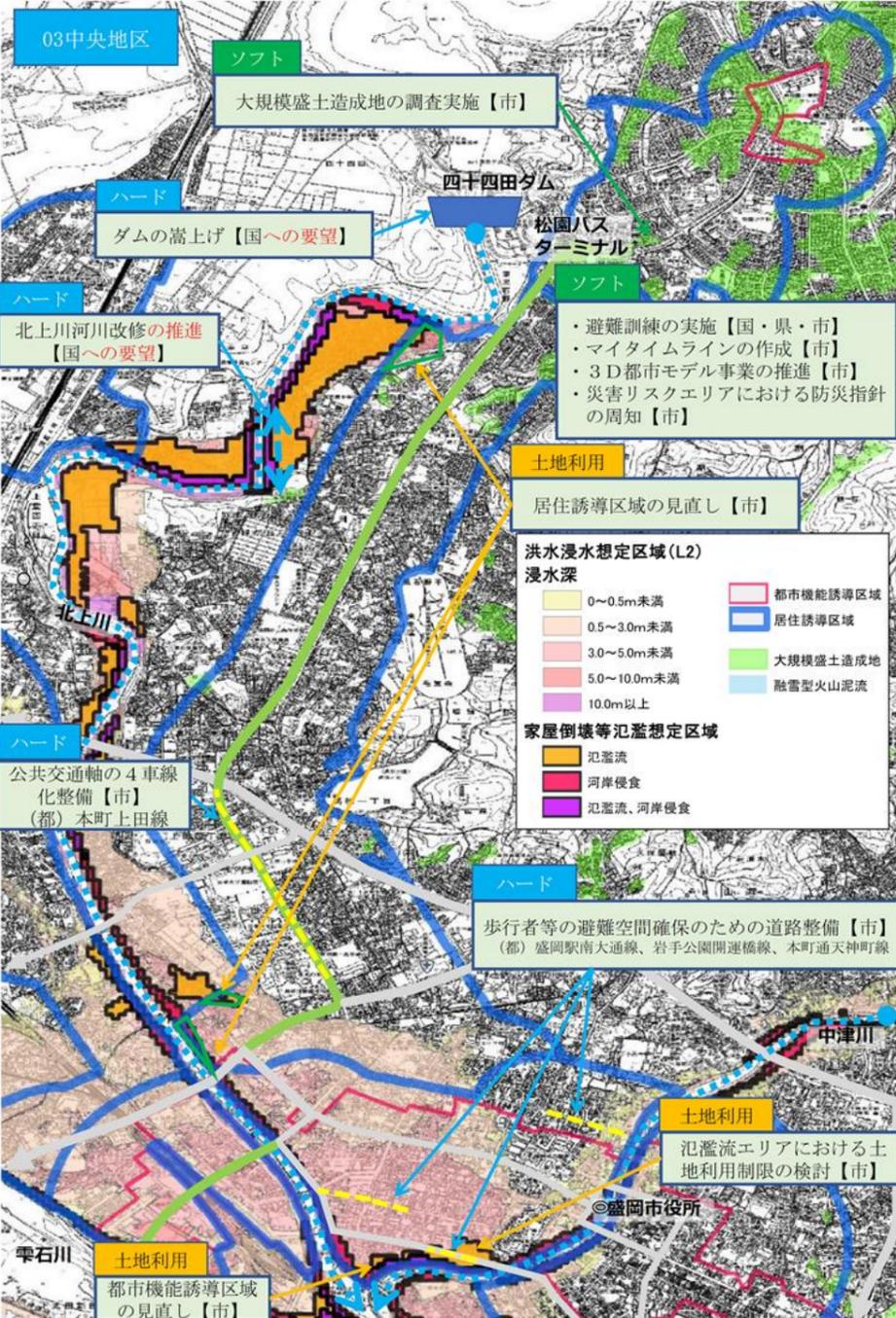
頁	意見等	修正前	修正後	備考																																																						
54	修正等	<p>○居住誘導区域に設定しない地域</p> <table border="1" data-bbox="715 464 1665 793"> <thead> <tr> <th>除外地域</th> <th>氾濫流</th> <th>河岸侵食</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①好摩_上山付近（芋田橋上流_北上川右岸）</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>②渋民_泉田付近（鶴飼橋下流_北上川左岸）</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③岩鷺町付近（北上川左岸）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>④厨川二丁目付近（三馬橋下流_北上川右岸）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑤上堂二丁目、三丁目、四丁目付近（北大橋上流_北上川右岸、木賊川両岸）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑥西青山三丁目（諸葛川下流_諸葛川左岸）</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑦前九年一丁目から夕顔瀬町まで（北上川右岸）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑧三本柳5地割、7地割地内（都南大橋下流_北上川右岸）</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「①好摩_上山付近（芋田橋上流_北上川右岸）」 「②渋民_泉田付近（鶴飼橋下流_北上川左岸）」</p>	除外地域	氾濫流	河岸侵食	①好摩_上山付近（芋田橋上流_北上川右岸）		○	②渋民_泉田付近（鶴飼橋下流_北上川左岸）	○		③岩鷺町付近（北上川左岸）	○	○	④厨川二丁目付近（三馬橋下流_北上川右岸）	○	○	⑤上堂二丁目、三丁目、四丁目付近（北大橋上流_北上川右岸、木賊川両岸）	○	○	⑥西青山三丁目（諸葛川下流_諸葛川左岸）		○	⑦前九年一丁目から夕顔瀬町まで（北上川右岸）	○	○	⑧三本柳5地割、7地割地内（都南大橋下流_北上川右岸）	○		<p>○居住誘導区域に設定しない地域</p> <table border="1" data-bbox="1762 464 2683 793"> <thead> <tr> <th>除外地域</th> <th>氾濫流</th> <th>河岸侵食</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①好摩<sup>字</sup>上山付近（芋田橋上流_北上川右岸）</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>②渋民<sup>字</sup>泉田付近（鶴飼橋下流_北上川左岸）</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③岩鷺町付近（北上川左岸）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>④厨川二丁目付近（三馬橋下流_北上川右岸）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑤上堂二丁目、三丁目、四丁目付近（北大橋<sup>付近</sup>_北上川右岸、木賊川両岸）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑥西青山三丁目（諸葛<sup>橋</sup>下流_諸葛川左岸）</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑦前九年一丁目から夕顔瀬町まで（館坂橋<sup>付近</sup>～夕顔瀬橋上流_北上川両岸）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑧三本柳5地割、7地割地内（都南大橋<sup>付近</sup>_北上川右岸）</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「①好摩<sup>字</sup>上山付近（芋田橋上流_北上川右岸）」に修正。 「②渋民<sup>字</sup>泉田付近（鶴飼橋下流_北上川左岸）」に修正。</p>	除外地域	氾濫流	河岸侵食	①好摩 <sup>字</sup> 上山付近（芋田橋上流_北上川右岸）		○	②渋民 <sup>字</sup> 泉田付近（鶴飼橋下流_北上川左岸）	○		③岩鷺町付近（北上川左岸）	○	○	④厨川二丁目付近（三馬橋下流_北上川右岸）	○	○	⑤上堂二丁目、三丁目、四丁目付近（北大橋 <sup>付近</sup> _北上川右岸、木賊川両岸）	○	○	⑥西青山三丁目（諸葛 <sup>橋</sup> 下流_諸葛川左岸）		○	⑦前九年一丁目から夕顔瀬町まで（館坂橋 <sup>付近</sup> ～夕顔瀬橋上流_北上川両岸）	○	○	⑧三本柳5地割、7地割地内（都南大橋 <sup>付近</sup> _北上川右岸）	○		
除外地域	氾濫流	河岸侵食																																																								
①好摩_上山付近（芋田橋上流_北上川右岸）		○																																																								
②渋民_泉田付近（鶴飼橋下流_北上川左岸）	○																																																									
③岩鷺町付近（北上川左岸）	○	○																																																								
④厨川二丁目付近（三馬橋下流_北上川右岸）	○	○																																																								
⑤上堂二丁目、三丁目、四丁目付近（北大橋上流_北上川右岸、木賊川両岸）	○	○																																																								
⑥西青山三丁目（諸葛川下流_諸葛川左岸）		○																																																								
⑦前九年一丁目から夕顔瀬町まで（北上川右岸）	○	○																																																								
⑧三本柳5地割、7地割地内（都南大橋下流_北上川右岸）	○																																																									
除外地域	氾濫流	河岸侵食																																																								
①好摩 <sup>字</sup> 上山付近（芋田橋上流_北上川右岸）		○																																																								
②渋民 <sup>字</sup> 泉田付近（鶴飼橋下流_北上川左岸）	○																																																									
③岩鷺町付近（北上川左岸）	○	○																																																								
④厨川二丁目付近（三馬橋下流_北上川右岸）	○	○																																																								
⑤上堂二丁目、三丁目、四丁目付近（北大橋 <sup>付近</sup> _北上川右岸、木賊川両岸）	○	○																																																								
⑥西青山三丁目（諸葛 <sup>橋</sup> 下流_諸葛川左岸）		○																																																								
⑦前九年一丁目から夕顔瀬町まで（館坂橋 <sup>付近</sup> ～夕顔瀬橋上流_北上川両岸）	○	○																																																								
⑧三本柳5地割、7地割地内（都南大橋 <sup>付近</sup> _北上川右岸）	○																																																									
55	説明会修正等	<p>「⑤上堂二丁目、三丁目、四丁目付近（北大橋<sup>上流</sup>_北上川右岸、木賊川両岸）」 「⑥西青山三丁目（諸葛<sup>川</sup>下流_諸葛川左岸）」 「⑦前九年一丁目から夕顔瀬町まで（_____北上川<sup>右岸</sup>）」</p> <p>〔旧〕図面</p>  <p>「⑧三本柳5地割、7地割地内（都南大橋<sup>下流</sup>_北上川右岸）」</p>	<p>「⑤上堂二丁目、三丁目、四丁目付近（北大橋<sup>付近</sup>_北上川右岸、木賊川両岸）」に修正。 「⑥西青山三丁目（諸葛<sup>橋</sup>下流_諸葛川左岸）」に修正。 「⑦前九年一丁目から夕顔瀬町まで（館坂橋<sup>付近</sup>～夕顔瀬橋上流_北上川<sup>両岸</sup>）」に修正。</p> <p>〔新〕図面</p>  <p>※家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）が想定される区域について、居住誘導区域に設定しない範囲を修正。</p> <p>「⑧三本柳5地割、7地割地内（都南大橋<sup>付近</sup>_北上川右岸）」に修正。</p>																																																							

頁	意見等	修正前	修正後	備考																																				
56	修正等	<p>○都市機能誘導区域に設定しない地域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>除外地域（中心市街地）</th> <th>氾濫流</th> <th>河岸侵食</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①盛岡駅西通一丁目、二丁目付近（雫石川左岸）</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>②盛岡駅前北通、盛岡駅前通付近（夕顔瀬橋下流_北上川右岸）</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>③材木町、大通三丁目、大沢川原三丁目付近（夕顔瀬橋下流_北上川左岸、 与の字橋下流_中津川右岸）</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>④内丸、大沢川原一丁目、二丁目付近（与の字橋下流_中津川右岸）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑤紺屋町、中ノ橋通一丁目、肴町付近（上の橋下流_中津川左岸）</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	除外地域（中心市街地）	氾濫流	河岸侵食	①盛岡駅西通一丁目、二丁目付近（雫石川左岸）		○	②盛岡駅前北通、盛岡駅前通付近（夕顔瀬橋下流_北上川右岸）		○	③材木町、大通三丁目、大沢川原三丁目付近（夕顔瀬橋下流_北上川左岸、 与の字橋下流_中津川右岸）		○	④内丸、大沢川原一丁目、二丁目付近（与の字橋下流_中津川右岸）	○	○	⑤紺屋町、中ノ橋通一丁目、肴町付近（上の橋下流_中津川左岸）		○	<p>○都市機能誘導区域に設定しない地域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>除外地域（中心市街地）</th> <th>氾濫流</th> <th>河岸侵食</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①盛岡駅西通一丁目、二丁目付近（雫石川左岸）</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>②盛岡駅前北通、盛岡駅前通付近（夕顔瀬橋下流_北上川右岸）</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>③材木町、大通三丁目、大沢川原三丁目付近（夕顔瀬橋下流_北上川左岸）</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>④内丸、大沢川原一丁目、二丁目付近（与の字橋下流_中津川右岸）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑤紺屋町、中ノ橋通一丁目、肴町付近（上の橋下流_中津川左岸）</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	除外地域（中心市街地）	氾濫流	河岸侵食	①盛岡駅西通一丁目、二丁目付近（雫石川左岸）		○	②盛岡駅前北通、盛岡駅前通付近（夕顔瀬橋下流_北上川右岸）		○	③材木町、大通三丁目、大沢川原三丁目付近（夕顔瀬橋下流_北上川左岸）		○	④内丸、大沢川原一丁目、二丁目付近（与の字橋下流_中津川右岸）	○	○	⑤紺屋町、中ノ橋通一丁目、肴町付近（上の橋下流_中津川左岸）		○	
除外地域（中心市街地）	氾濫流	河岸侵食																																						
①盛岡駅西通一丁目、二丁目付近（雫石川左岸）		○																																						
②盛岡駅前北通、盛岡駅前通付近（夕顔瀬橋下流_北上川右岸）		○																																						
③材木町、大通三丁目、大沢川原三丁目付近（夕顔瀬橋下流_北上川左岸、 与の字橋下流_中津川右岸）		○																																						
④内丸、大沢川原一丁目、二丁目付近（与の字橋下流_中津川右岸）	○	○																																						
⑤紺屋町、中ノ橋通一丁目、肴町付近（上の橋下流_中津川左岸）		○																																						
除外地域（中心市街地）	氾濫流	河岸侵食																																						
①盛岡駅西通一丁目、二丁目付近（雫石川左岸）		○																																						
②盛岡駅前北通、盛岡駅前通付近（夕顔瀬橋下流_北上川右岸）		○																																						
③材木町、大通三丁目、大沢川原三丁目付近（夕顔瀬橋下流_北上川左岸）		○																																						
④内丸、大沢川原一丁目、二丁目付近（与の字橋下流_中津川右岸）	○	○																																						
⑤紺屋町、中ノ橋通一丁目、肴町付近（上の橋下流_中津川左岸）		○																																						
67	修正等	<p>北上川流域治水流域治水プロジェクトでの取組と合わせ、・・・</p>	<p>北上川水系流域治水プロジェクトでの取組と合わせ、・・・</p>																																					
68	関係機関協議修正等	<p>ハード対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「松川河川改修 _____【県_____】」</li> <li>・「北上川河川改修 _____【県_____】」</li> </ul>	<p>ハード対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「松川河川改修の推進【県への要望】」に修正。</li> <li>・「北上川河川改修の推進【県への要望】」に修正。</li> </ul>																																					
		<p>(旧) 図面</p>	<p>(新) 図面</p>																																					

頁	意見等	修正前	修正後	備考																																																																																																																
69	修正等	<p>実施時期の目標 居住誘導区域の見直し 「<u>本改訂とあわせて実施</u>」</p> <p><b>(旧) 表</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">方針</th> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">対策内容</th> <th rowspan="2">事業主体</th> <th colspan="3">実施時期の目標</th> </tr> <tr> <th>短期(5年)</th> <th>中期(10年)</th> <th>長期(20年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">リスク回避</td> <td rowspan="2">土地利用(洪水)【L2】</td> <td>居住誘導区域の見直し ・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食、氾濫流)を居住誘導区域に設定しないこととします。</td> <td>市</td> <td>本改訂とあわせて実施</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>北上川河川改修の推進 ・河川の改修、護岸整備、河道掘削について、県へ要望します。</td> <td>県</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">リスク低減</td> <td rowspan="4">ハード(洪水)【L1】【L2】</td> <td>松川河川改修の推進 ・河川の改修、護岸整備、河道掘削について、県へ要望します。</td> <td>県</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>要配慮者施設への止水板の設置対策の検討 ・浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。</td> <td>市</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難訓練の実施 ・あらゆる関係者間での避難訓練の実施により、避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。</td> <td>国・県・市</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>マイタイムラインの作成 ・要配慮者等の安全確保を図る体制づくりとして、個別避難計画を作成し避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。</td> <td>市</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">リスク低減</td> <td rowspan="2">ソフト(融雪型火山泥流)</td> <td>3D都市モデル事業の推進 ・災害リスクの可視化を行い、災害リスクの高い場所を周知し、避難行動を促します。</td> <td>市</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害リスクエリアにおける防災指針の周知 ・災害リスクの高い地域の居住者を対象に防災指針の内容を周知し、これを継続して行い、防災意識の向上を図り、避難行動を促します。</td> <td>市</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>→ 実施    - - - 検討</p>	方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標			短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)	リスク回避	土地利用(洪水)【L2】	居住誘導区域の見直し ・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食、氾濫流)を居住誘導区域に設定しないこととします。	市	本改訂とあわせて実施			北上川河川改修の推進 ・河川の改修、護岸整備、河道掘削について、県へ要望します。	県	→			リスク低減	ハード(洪水)【L1】【L2】	松川河川改修の推進 ・河川の改修、護岸整備、河道掘削について、県へ要望します。	県	→			要配慮者施設への止水板の設置対策の検討 ・浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。	市	→			避難訓練の実施 ・あらゆる関係者間での避難訓練の実施により、避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。	国・県・市	→			マイタイムラインの作成 ・要配慮者等の安全確保を図る体制づくりとして、個別避難計画を作成し避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。	市	→			リスク低減	ソフト(融雪型火山泥流)	3D都市モデル事業の推進 ・災害リスクの可視化を行い、災害リスクの高い場所を周知し、避難行動を促します。	市	→			災害リスクエリアにおける防災指針の周知 ・災害リスクの高い地域の居住者を対象に防災指針の内容を周知し、これを継続して行い、防災意識の向上を図り、避難行動を促します。	市	→			<p>実施時期の目標 居住誘導区域の見直し 「<u>防災指針編の策定にあわせて実施</u>」</p> <p><b>(新) 表</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">方針</th> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">対策内容</th> <th rowspan="2">事業主体</th> <th colspan="3">実施時期の目標</th> </tr> <tr> <th>短期(5年)</th> <th>中期(10年)</th> <th>長期(20年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">リスク回避</td> <td rowspan="2">土地利用(洪水)【L2】</td> <td>居住誘導区域の見直し ・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食、氾濫流)を居住誘導区域に設定しないこととします。</td> <td>市</td> <td>防災指針編の策定にあわせて実施</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>北上川河川改修の推進 ・河川の改修、護岸整備、河道掘削について、県へ要望します。</td> <td>県</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">リスク低減</td> <td rowspan="4">ハード(洪水)【L1】【L2】</td> <td>松川河川改修の推進 ・河川の改修、護岸整備、河道掘削について、県へ要望します。</td> <td>県</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>要配慮者施設への止水板の設置対策の検討 ・浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。</td> <td>市</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難訓練の実施 ・あらゆる関係者間での避難訓練の実施により、避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。</td> <td>国・県・市</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>マイタイムラインの作成 ・要配慮者等の安全確保を図る体制づくりとして、個別避難計画を作成し避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。</td> <td>市</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">リスク低減</td> <td rowspan="2">ソフト(融雪型火山泥流)</td> <td>3D都市モデル事業の推進 ・災害リスクの可視化を行い、災害リスクの高い場所を周知し、避難行動を促します。</td> <td>市</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害リスクエリアにおける防災指針の周知 ・災害リスクの高い地域の居住者を対象に防災指針の内容を周知し、これを継続して行い、防災意識の向上を図り、避難行動を促します。</td> <td>市</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>→ 実施    - - - 検討</p>	方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標			短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)	リスク回避	土地利用(洪水)【L2】	居住誘導区域の見直し ・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食、氾濫流)を居住誘導区域に設定しないこととします。	市	防災指針編の策定にあわせて実施			北上川河川改修の推進 ・河川の改修、護岸整備、河道掘削について、県へ要望します。	県	→			リスク低減	ハード(洪水)【L1】【L2】	松川河川改修の推進 ・河川の改修、護岸整備、河道掘削について、県へ要望します。	県	→			要配慮者施設への止水板の設置対策の検討 ・浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。	市	→			避難訓練の実施 ・あらゆる関係者間での避難訓練の実施により、避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。	国・県・市	→			マイタイムラインの作成 ・要配慮者等の安全確保を図る体制づくりとして、個別避難計画を作成し避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。	市	→			リスク低減	ソフト(融雪型火山泥流)	3D都市モデル事業の推進 ・災害リスクの可視化を行い、災害リスクの高い場所を周知し、避難行動を促します。	市	→			災害リスクエリアにおける防災指針の周知 ・災害リスクの高い地域の居住者を対象に防災指針の内容を周知し、これを継続して行い、防災意識の向上を図り、避難行動を促します。	市	→			
方針	種別	対策内容					事業主体	実施時期の目標																																																																																																												
			短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)																																																																																																															
リスク回避	土地利用(洪水)【L2】	居住誘導区域の見直し ・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食、氾濫流)を居住誘導区域に設定しないこととします。	市	本改訂とあわせて実施																																																																																																																
		北上川河川改修の推進 ・河川の改修、護岸整備、河道掘削について、県へ要望します。	県	→																																																																																																																
リスク低減	ハード(洪水)【L1】【L2】	松川河川改修の推進 ・河川の改修、護岸整備、河道掘削について、県へ要望します。	県	→																																																																																																																
		要配慮者施設への止水板の設置対策の検討 ・浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。	市	→																																																																																																																
		避難訓練の実施 ・あらゆる関係者間での避難訓練の実施により、避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。	国・県・市	→																																																																																																																
		マイタイムラインの作成 ・要配慮者等の安全確保を図る体制づくりとして、個別避難計画を作成し避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。	市	→																																																																																																																
リスク低減	ソフト(融雪型火山泥流)	3D都市モデル事業の推進 ・災害リスクの可視化を行い、災害リスクの高い場所を周知し、避難行動を促します。	市	→																																																																																																																
		災害リスクエリアにおける防災指針の周知 ・災害リスクの高い地域の居住者を対象に防災指針の内容を周知し、これを継続して行い、防災意識の向上を図り、避難行動を促します。	市	→																																																																																																																
方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標																																																																																																																
				短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)																																																																																																														
リスク回避	土地利用(洪水)【L2】	居住誘導区域の見直し ・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食、氾濫流)を居住誘導区域に設定しないこととします。	市	防災指針編の策定にあわせて実施																																																																																																																
		北上川河川改修の推進 ・河川の改修、護岸整備、河道掘削について、県へ要望します。	県	→																																																																																																																
リスク低減	ハード(洪水)【L1】【L2】	松川河川改修の推進 ・河川の改修、護岸整備、河道掘削について、県へ要望します。	県	→																																																																																																																
		要配慮者施設への止水板の設置対策の検討 ・浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。	市	→																																																																																																																
		避難訓練の実施 ・あらゆる関係者間での避難訓練の実施により、避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。	国・県・市	→																																																																																																																
		マイタイムラインの作成 ・要配慮者等の安全確保を図る体制づくりとして、個別避難計画を作成し避難経路や避難場所を確認し、災害に備えます。	市	→																																																																																																																
リスク低減	ソフト(融雪型火山泥流)	3D都市モデル事業の推進 ・災害リスクの可視化を行い、災害リスクの高い場所を周知し、避難行動を促します。	市	→																																																																																																																
		災害リスクエリアにおける防災指針の周知 ・災害リスクの高い地域の居住者を対象に防災指針の内容を周知し、これを継続して行い、防災意識の向上を図り、避難行動を促します。	市	→																																																																																																																
70	関係機関協議修正等	<p>ハード対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「木賊川河川改修 <u>          </u>【<u>          </u>】」</li> <li>・「北上川河川改修 <u>          </u>【<u>          </u>】」</li> <li>・「公共交通軸の4車線化整備【<u>          </u>】(都) 上堂鶉飼線、向中野安倍館線」</li> <li>・「公共交通軸の4車線化整備【<u>          </u>】(都) 杜の大橋」</li> </ul>	<p>ハード対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「木賊川河川改修の推進【<u>          </u>への要望】」に修正。</li> <li>・「北上川河川改修の推進【<u>          </u>への要望】」に修正。</li> <li>・「公共交通軸の4車線化整備【<u>          </u>への要望】(都) 上堂鶉飼線、向中野安倍館線」に修正。</li> <li>・「公共交通軸の4車線化整備【<u>          </u>への要望】(都) 杜の大橋」に修正。</li> </ul>																																																																																																																	

頁	意見等	修正前	修正後	備考
70	<p>説明会</p> <p>館坂橋から夕顔瀬橋付近までの氾濫流や河岸侵食が想定される区域と居住誘導区域に含まない範囲は整合しているのか。</p>	<p>土地利用対策</p> <p>「氾濫流エリアにおける土地利用制限の検討【市】」</p>	<p>・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）が想定される区域について、居住誘導区域に設定しない範囲を修正。（55 ページ図面修正に伴う反映）</p> <p>土地利用対策</p> <p>「氾濫流エリアにおける土地利用制限の検討【市】」を削除。</p>	
修正等		<p>(旧) 図面</p>  <p>洪水浸水想定区域(L2) 浸水深 0~0.5m未満 0.5~3.0m未満 3.0~5.0m未満 5.0~10.0m未満 10.0m以上</p> <p>家屋倒壊等氾濫想定区域 氾濫流 河岸侵食 氾濫流、河岸侵食</p> <p>都市機能誘導区域 居住誘導区域 大規模盛土造成地 融雪型火山泥流</p> <p>土地利用 居住誘導区域の見直し【市】 氾濫流エリアにおける土地利用制限の検討【市】 公共交通軸の4車線化整備【市】(杜の大橋)</p>	<p>(新) 図面</p>  <p>洪水浸水想定区域(L2) 浸水深 0~0.5m未満 0.5~3.0m未満 3.0~5.0m未満 5.0~10.0m未満 10.0m以上</p> <p>家屋倒壊等氾濫想定区域 氾濫流 河岸侵食 氾濫流、河岸侵食</p> <p>都市機能誘導区域 居住誘導区域 大規模盛土造成地 融雪型火山泥流</p> <p>土地利用 居住誘導区域の見直し【市】 公共交通軸の4車線化整備【市】(杜の大橋)</p>	

頁	意見等	修正前	修正後	備考																																																																																																																																																																
71	修正等	<p>実施時期の目標</p> <p>居住誘導区域、都市機能誘導区域の見直し</p> <p>「<u>本改訂とあわせて実施</u>」</p> <p>土地利用制限の検討</p> <p>「<u>・氾濫流エリアにおける地区計画・・・、居住誘導します。</u>」</p>	<p>実施時期の目標</p> <p>居住誘導区域、都市機能誘導区域の見直し</p> <p>「<u>防災指針編の策定にあわせて実施</u>」</p> <p>土地利用制限の検討</p> <p>「<u>・氾濫流エリアにおける地区計画・・・、居住誘導します。</u>」を削除。</p>																																																																																																																																																																	
71	修正等	<p>(旧) 表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">方針</th> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">対策内容</th> <th rowspan="2">事業主体</th> <th colspan="3">実施時期の目標</th> </tr> <tr> <th>短期(5年)</th> <th>中期(10年)</th> <th>長期(20年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">リスク回避</td> <td rowspan="2">土地利用(洪水)【L2】</td> <td>居住誘導区域、都市機能誘導区域の見直し</td> <td rowspan="2">市</td> <td rowspan="2">本改訂とあわせて実施</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食、氾濫流)を居住誘導区域に設定しないこととします。(中心市街地を除く)</li> <li>・河岸侵食エリアを都市機能誘導区域に設定しないこととします。</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">リスク低減</td> <td rowspan="2">ハード(洪水)【L1】【L2】</td> <td>北土川河川改修の推進</td> <td rowspan="2">国</td> <td></td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夕顔瀬地区の堤防整備について、国へ要望します。</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">リスク低減</td> <td rowspan="2">ハード(全ての災害)</td> <td>木賊川河川改修の推進</td> <td rowspan="2">県</td> <td></td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の改修、護岸整備等について、県へ要望します。</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">リスク低減</td> <td rowspan="2">ハード(全ての災害)</td> <td>要配慮者施設への止水板の設置対策の検討</td> <td rowspan="2">市</td> <td></td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">リスク低減</td> <td rowspan="2">ハード(全ての災害)</td> <td>広域避難道路の整備</td> <td rowspan="2">市</td> <td></td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滝沢市との広域避難を促進するため(都)厨川元村線の整備に着手します。</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">リスク低減</td> <td rowspan="2">ハード(全ての災害)</td> <td>公共交通軸(青山)の4車線化整備</td> <td rowspan="2">県</td> <td></td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時でも緊急指定道路としての機能を果たし、公共交通機関を確保するため、(都)上堂鶴岡線、向中野安倍館線の事業化について、県へ要望します。</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">リスク低減</td> <td rowspan="2">ハード(全ての災害)</td> <td>公共交通軸(盛南)の4車線化整備</td> <td rowspan="2">県</td> <td></td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時でも公共交通機関を確保するため、(都)盛岡駅本宮線(杜の大橋)の整備促進について、県へ要望します。</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">→ 実施    - - - 検討</p>	方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標			短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)	リスク回避	土地利用(洪水)【L2】	居住誘導区域、都市機能誘導区域の見直し	市	本改訂とあわせて実施			<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食、氾濫流)を居住誘導区域に設定しないこととします。(中心市街地を除く)</li> <li>・河岸侵食エリアを都市機能誘導区域に設定しないこととします。</li> </ul>			リスク低減	ハード(洪水)【L1】【L2】	北土川河川改修の推進	国		→		<ul style="list-style-type: none"> <li>・夕顔瀬地区の堤防整備について、国へ要望します。</li> </ul>			リスク低減	ハード(全ての災害)	木賊川河川改修の推進	県		→		<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の改修、護岸整備等について、県へ要望します。</li> </ul>			リスク低減	ハード(全ての災害)	要配慮者施設への止水板の設置対策の検討	市		→		<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。</li> </ul>			リスク低減	ハード(全ての災害)	広域避難道路の整備	市		→		<ul style="list-style-type: none"> <li>・滝沢市との広域避難を促進するため(都)厨川元村線の整備に着手します。</li> </ul>			リスク低減	ハード(全ての災害)	公共交通軸(青山)の4車線化整備	県		→		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時でも緊急指定道路としての機能を果たし、公共交通機関を確保するため、(都)上堂鶴岡線、向中野安倍館線の事業化について、県へ要望します。</li> </ul>			リスク低減	ハード(全ての災害)	公共交通軸(盛南)の4車線化整備	県		→		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時でも公共交通機関を確保するため、(都)盛岡駅本宮線(杜の大橋)の整備促進について、県へ要望します。</li> </ul>			<p>(新) 表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">方針</th> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">対策内容</th> <th rowspan="2">事業主体</th> <th colspan="3">実施時期の目標</th> </tr> <tr> <th>短期(5年)</th> <th>中期(10年)</th> <th>長期(20年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">リスク回避</td> <td rowspan="2">土地利用(洪水)【L2】</td> <td>居住誘導区域、都市機能誘導区域の見直し</td> <td rowspan="2">市</td> <td rowspan="2">防災指針編の策定にあわせて実施</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食、氾濫流)を居住誘導区域に設定しないこととします。(中心市街地を除く)</li> <li>・河岸侵食エリアを都市機能誘導区域に設定しないこととします。</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">リスク低減</td> <td rowspan="2">ハード(洪水)【L1】【L2】</td> <td>北上川河川改修の推進</td> <td rowspan="2">国</td> <td></td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夕顔瀬地区の堤防整備について、国へ要望します。</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">リスク低減</td> <td rowspan="2">ハード(洪水)【L1】【L2】</td> <td>木賊川河川改修の推進</td> <td rowspan="2">県</td> <td></td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の改修、護岸整備等について、県へ要望します。</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">リスク低減</td> <td rowspan="2">ハード(洪水)【L1】【L2】</td> <td>要配慮者施設への止水板の設置対策の検討</td> <td rowspan="2">市</td> <td></td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">リスク低減</td> <td rowspan="2">ハード(全ての災害)</td> <td>広域避難道路の整備</td> <td rowspan="2">市</td> <td></td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滝沢市との広域避難を促進するため(都)厨川元村線の整備に着手します。</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">リスク低減</td> <td rowspan="2">ハード(全ての災害)</td> <td>公共交通軸(青山)の4車線化整備</td> <td rowspan="2">県</td> <td></td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時でも緊急指定道路としての機能を果たし、公共交通機関を確保するため、(都)上堂鶴岡線、向中野安倍館線の事業化について、県へ要望します。</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">リスク低減</td> <td rowspan="2">ハード(全ての災害)</td> <td>公共交通軸(盛南)の4車線化整備</td> <td rowspan="2">県</td> <td></td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時でも公共交通機関を確保するため、(都)盛岡駅本宮線(杜の大橋)の整備促進について、県へ要望します。</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">→ 実施    - - - 検討</p>	方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標			短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)	リスク回避	土地利用(洪水)【L2】	居住誘導区域、都市機能誘導区域の見直し	市	防災指針編の策定にあわせて実施			<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食、氾濫流)を居住誘導区域に設定しないこととします。(中心市街地を除く)</li> <li>・河岸侵食エリアを都市機能誘導区域に設定しないこととします。</li> </ul>			リスク低減	ハード(洪水)【L1】【L2】	北上川河川改修の推進	国		→		<ul style="list-style-type: none"> <li>・夕顔瀬地区の堤防整備について、国へ要望します。</li> </ul>			リスク低減	ハード(洪水)【L1】【L2】	木賊川河川改修の推進	県		→		<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の改修、護岸整備等について、県へ要望します。</li> </ul>			リスク低減	ハード(洪水)【L1】【L2】	要配慮者施設への止水板の設置対策の検討	市		→		<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。</li> </ul>			リスク低減	ハード(全ての災害)	広域避難道路の整備	市		→		<ul style="list-style-type: none"> <li>・滝沢市との広域避難を促進するため(都)厨川元村線の整備に着手します。</li> </ul>			リスク低減	ハード(全ての災害)	公共交通軸(青山)の4車線化整備	県		→		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時でも緊急指定道路としての機能を果たし、公共交通機関を確保するため、(都)上堂鶴岡線、向中野安倍館線の事業化について、県へ要望します。</li> </ul>			リスク低減	ハード(全ての災害)	公共交通軸(盛南)の4車線化整備	県		→		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時でも公共交通機関を確保するため、(都)盛岡駅本宮線(杜の大橋)の整備促進について、県へ要望します。</li> </ul>			
方針	種別	対策内容					事業主体	実施時期の目標																																																																																																																																																												
			短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)																																																																																																																																																															
リスク回避	土地利用(洪水)【L2】	居住誘導区域、都市機能誘導区域の見直し	市	本改訂とあわせて実施																																																																																																																																																																
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食、氾濫流)を居住誘導区域に設定しないこととします。(中心市街地を除く)</li> <li>・河岸侵食エリアを都市機能誘導区域に設定しないこととします。</li> </ul>																																																																																																																																																																		
リスク低減	ハード(洪水)【L1】【L2】	北土川河川改修の推進	国		→																																																																																																																																																															
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・夕顔瀬地区の堤防整備について、国へ要望します。</li> </ul>																																																																																																																																																																		
リスク低減	ハード(全ての災害)	木賊川河川改修の推進	県		→																																																																																																																																																															
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の改修、護岸整備等について、県へ要望します。</li> </ul>																																																																																																																																																																		
リスク低減	ハード(全ての災害)	要配慮者施設への止水板の設置対策の検討	市		→																																																																																																																																																															
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。</li> </ul>																																																																																																																																																																		
リスク低減	ハード(全ての災害)	広域避難道路の整備	市		→																																																																																																																																																															
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・滝沢市との広域避難を促進するため(都)厨川元村線の整備に着手します。</li> </ul>																																																																																																																																																																		
リスク低減	ハード(全ての災害)	公共交通軸(青山)の4車線化整備	県		→																																																																																																																																																															
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時でも緊急指定道路としての機能を果たし、公共交通機関を確保するため、(都)上堂鶴岡線、向中野安倍館線の事業化について、県へ要望します。</li> </ul>																																																																																																																																																																		
リスク低減	ハード(全ての災害)	公共交通軸(盛南)の4車線化整備	県		→																																																																																																																																																															
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時でも公共交通機関を確保するため、(都)盛岡駅本宮線(杜の大橋)の整備促進について、県へ要望します。</li> </ul>																																																																																																																																																																		
方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標																																																																																																																																																																
				短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)																																																																																																																																																														
リスク回避	土地利用(洪水)【L2】	居住誘導区域、都市機能誘導区域の見直し	市	防災指針編の策定にあわせて実施																																																																																																																																																																
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食、氾濫流)を居住誘導区域に設定しないこととします。(中心市街地を除く)</li> <li>・河岸侵食エリアを都市機能誘導区域に設定しないこととします。</li> </ul>																																																																																																																																																																		
リスク低減	ハード(洪水)【L1】【L2】	北上川河川改修の推進	国		→																																																																																																																																																															
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・夕顔瀬地区の堤防整備について、国へ要望します。</li> </ul>																																																																																																																																																																		
リスク低減	ハード(洪水)【L1】【L2】	木賊川河川改修の推進	県		→																																																																																																																																																															
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の改修、護岸整備等について、県へ要望します。</li> </ul>																																																																																																																																																																		
リスク低減	ハード(洪水)【L1】【L2】	要配慮者施設への止水板の設置対策の検討	市		→																																																																																																																																																															
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。</li> </ul>																																																																																																																																																																		
リスク低減	ハード(全ての災害)	広域避難道路の整備	市		→																																																																																																																																																															
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・滝沢市との広域避難を促進するため(都)厨川元村線の整備に着手します。</li> </ul>																																																																																																																																																																		
リスク低減	ハード(全ての災害)	公共交通軸(青山)の4車線化整備	県		→																																																																																																																																																															
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時でも緊急指定道路としての機能を果たし、公共交通機関を確保するため、(都)上堂鶴岡線、向中野安倍館線の事業化について、県へ要望します。</li> </ul>																																																																																																																																																																		
リスク低減	ハード(全ての災害)	公共交通軸(盛南)の4車線化整備	県		→																																																																																																																																																															
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時でも公共交通機関を確保するため、(都)盛岡駅本宮線(杜の大橋)の整備促進について、県へ要望します。</li> </ul>																																																																																																																																																																		

頁	意見等	修正前	修正後	備考
73	関係機関協議 修正等	ハード対策 ・「ダムの嵩上げ【国_____】」 ・「北上川河川改修_____【国_____】」	ハード対策 ・「ダムの嵩上げ【国への要望】」に修正。 ・「北上川河川改修の推進【国への要望】」に修正。	
	修正等		・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）が想定される区域について、居住誘導区域に設定しない範囲を修正。（55 ページ図面修正に伴う反映）	
73	修正等	<p>(旧) 図面</p> 	<p>(新) 図面</p> 	

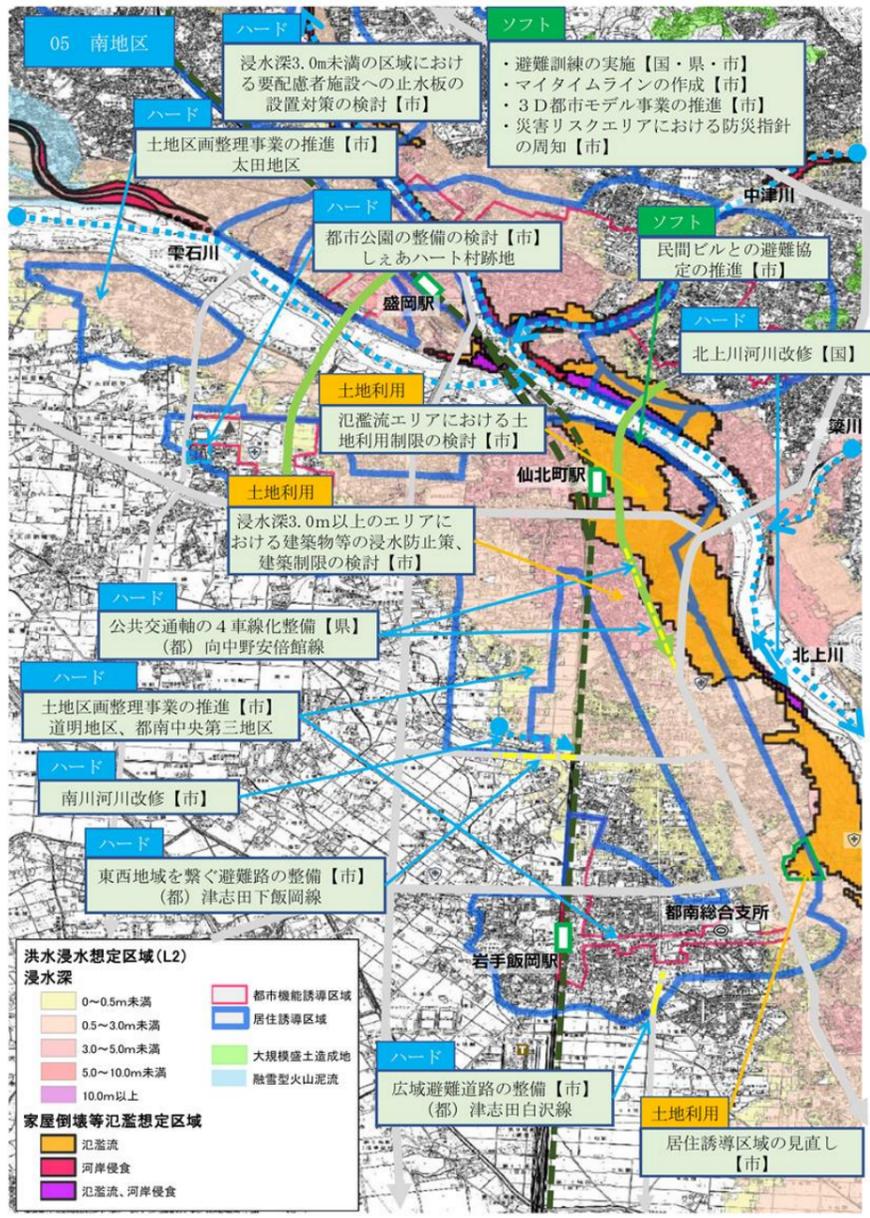
頁	意見等	修正前	修正後	備考																																																																																																																																																																															
74	修正等	<p>実施時期の目標</p> <p>居住誘導区域、都市機能誘導区域の見直し</p> <p>「<u>本改訂とあわせて実施</u>」</p>	<p>実施時期の目標</p> <p>居住誘導区域、都市機能誘導区域の見直し</p> <p>「<u>防災指針編の策定にあわせて実施</u>」</p>																																																																																																																																																																																
74	修正等	<p>(旧) 表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">方針</th> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">対策内容</th> <th rowspan="2">事業主体</th> <th colspan="3">実施時期の目標</th> </tr> <tr> <th>短期(5年)</th> <th>中期(10年)</th> <th>長期(20年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">リスク回避</td> <td rowspan="2">土地利用(洪水)【L2】</td> <td>居住誘導区域、都市機能誘導区域の見直し</td> <td>市</td> <td>本改訂とあわせて実施</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食、氾濫流)を居住誘導区域に設定しないこととします。(中心市街地を除く)</li> <li>河岸侵食エリアを都市機能誘導区域に設定しないこととします。</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">リスク低減</td> <td rowspan="2">ハード(洪水)【L1】【L2】</td> <td>土地利用制限の検討</td> <td>市</td> <td>---</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫流エリアにおける地区計画の策定、用途地域の変更等の土地利用制限について検討し、建築物等の強靱化を図ることにより人的被害の回避に取組み、居住誘導します。</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">リスク低減</td> <td rowspan="4">ハード(全ての災害)</td> <td>四十四田ダムの嵩上げ</td> <td>国</td> <td>---</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>四十四田ダムの嵩上げ及び関連する御所ダムの操作方法の変更により治水機能の増強を図ることについて、国へ要望します。</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>北上川河川改修の推進</td> <td>国</td> <td>---</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>黒石野地区の堤防整備について、国へ要望します。</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">リスク低減</td> <td rowspan="3">ハード(全ての災害)</td> <td>要配慮者施設への止水板の設置対策の検討</td> <td>市</td> <td>---</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>歩行者等の避難空間確保のための道路整備</td> <td>市</td> <td>---</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">リスク低減</td> <td rowspan="2">ハード(全ての災害)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難計画が効果的に発揮されるように、徒歩での避難がしやすい避難空間の確保のため、(都)盛岡駅南大通線、岩手公園開運橋線、本町通天神町線の整備に着手します。</li> </ul> </td> <td>市</td> <td>---</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>公共交通軸(松園)の4車線化整備</td> <td>市</td> <td>---</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <p>→ 実施    - - - 検討</p> </td> </tr> </tbody> </table>	方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標			短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)	リスク回避	土地利用(洪水)【L2】	居住誘導区域、都市機能誘導区域の見直し	市	本改訂とあわせて実施			<ul style="list-style-type: none"> <li>家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食、氾濫流)を居住誘導区域に設定しないこととします。(中心市街地を除く)</li> <li>河岸侵食エリアを都市機能誘導区域に設定しないこととします。</li> </ul>				リスク低減	ハード(洪水)【L1】【L2】	土地利用制限の検討	市	---	---	---	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫流エリアにおける地区計画の策定、用途地域の変更等の土地利用制限について検討し、建築物等の強靱化を図ることにより人的被害の回避に取組み、居住誘導します。</li> </ul>				リスク低減	ハード(全ての災害)	四十四田ダムの嵩上げ	国	---	---	---	<ul style="list-style-type: none"> <li>四十四田ダムの嵩上げ及び関連する御所ダムの操作方法の変更により治水機能の増強を図ることについて、国へ要望します。</li> </ul>				北上川河川改修の推進	国	---	---	---	<ul style="list-style-type: none"> <li>黒石野地区の堤防整備について、国へ要望します。</li> </ul>				リスク低減	ハード(全ての災害)	要配慮者施設への止水板の設置対策の検討	市	---	---	---	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。</li> </ul>				歩行者等の避難空間確保のための道路整備	市	---	---	---	リスク低減	ハード(全ての災害)	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難計画が効果的に発揮されるように、徒歩での避難がしやすい避難空間の確保のため、(都)盛岡駅南大通線、岩手公園開運橋線、本町通天神町線の整備に着手します。</li> </ul>	市	---	---	---	公共交通軸(松園)の4車線化整備	市	---	---	---								<p>→ 実施    - - - 検討</p>	<p>(新) 表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">方針</th> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">対策内容</th> <th rowspan="2">事業主体</th> <th colspan="3">実施時期の目標</th> </tr> <tr> <th>短期(5年)</th> <th>中期(10年)</th> <th>長期(20年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">リスク回避</td> <td rowspan="2">土地利用(洪水)【L2】</td> <td>居住誘導区域、都市機能誘導区域の見直し</td> <td>市</td> <td>防災指針編の策定にあわせて実施</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食、氾濫流)を居住誘導区域に設定しないこととします。(中心市街地を除く)</li> <li>河岸侵食エリアを都市機能誘導区域に設定しないこととします。</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">リスク低減</td> <td rowspan="2">ハード(洪水)【L1】【L2】</td> <td>土地利用制限の検討</td> <td>市</td> <td>---</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫流エリアにおける地区計画の策定、用途地域の変更等の土地利用制限について検討し、建築物等の強靱化を図ることにより人的被害の回避に取組み、居住誘導します。</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">リスク低減</td> <td rowspan="4">ハード(全ての災害)</td> <td>四十四田ダムの嵩上げ</td> <td>国</td> <td>---</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>四十四田ダムの嵩上げ及び関連する御所ダムの操作方法の変更により治水機能の増強を図ることについて、国へ要望します。</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>北上川河川改修の推進</td> <td>国</td> <td>---</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>黒石野地区の堤防整備について、国へ要望します。</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">リスク低減</td> <td rowspan="3">ハード(全ての災害)</td> <td>要配慮者施設への止水板の設置対策の検討</td> <td>市</td> <td>---</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>歩行者等の避難空間確保のための道路整備</td> <td>市</td> <td>---</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">リスク低減</td> <td rowspan="2">ハード(全ての災害)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難計画が効果的に発揮されるように、徒歩での避難がしやすい避難空間の確保のため、(都)盛岡駅南大通線、岩手公園開運橋線、本町通天神町線の整備に着手します。</li> </ul> </td> <td>市</td> <td>---</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td>公共交通軸(松園)の4車線化整備</td> <td>市</td> <td>---</td> <td>---</td> <td>---</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <p>→ 実施    - - - 検討</p> </td> </tr> </tbody> </table>	方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標			短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)	リスク回避	土地利用(洪水)【L2】	居住誘導区域、都市機能誘導区域の見直し	市	防災指針編の策定にあわせて実施			<ul style="list-style-type: none"> <li>家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食、氾濫流)を居住誘導区域に設定しないこととします。(中心市街地を除く)</li> <li>河岸侵食エリアを都市機能誘導区域に設定しないこととします。</li> </ul>				リスク低減	ハード(洪水)【L1】【L2】	土地利用制限の検討	市	---	---	---	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫流エリアにおける地区計画の策定、用途地域の変更等の土地利用制限について検討し、建築物等の強靱化を図ることにより人的被害の回避に取組み、居住誘導します。</li> </ul>				リスク低減	ハード(全ての災害)	四十四田ダムの嵩上げ	国	---	---	---	<ul style="list-style-type: none"> <li>四十四田ダムの嵩上げ及び関連する御所ダムの操作方法の変更により治水機能の増強を図ることについて、国へ要望します。</li> </ul>				北上川河川改修の推進	国	---	---	---	<ul style="list-style-type: none"> <li>黒石野地区の堤防整備について、国へ要望します。</li> </ul>				リスク低減	ハード(全ての災害)	要配慮者施設への止水板の設置対策の検討	市	---	---	---	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。</li> </ul>				歩行者等の避難空間確保のための道路整備	市	---	---	---	リスク低減	ハード(全ての災害)	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難計画が効果的に発揮されるように、徒歩での避難がしやすい避難空間の確保のため、(都)盛岡駅南大通線、岩手公園開運橋線、本町通天神町線の整備に着手します。</li> </ul>	市	---	---	---	公共交通軸(松園)の4車線化整備	市	---	---	---								<p>→ 実施    - - - 検討</p>
方針	種別	対策内容					事業主体	実施時期の目標																																																																																																																																																																											
			短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)																																																																																																																																																																														
リスク回避	土地利用(洪水)【L2】	居住誘導区域、都市機能誘導区域の見直し	市	本改訂とあわせて実施																																																																																																																																																																															
		<ul style="list-style-type: none"> <li>家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食、氾濫流)を居住誘導区域に設定しないこととします。(中心市街地を除く)</li> <li>河岸侵食エリアを都市機能誘導区域に設定しないこととします。</li> </ul>																																																																																																																																																																																	
リスク低減	ハード(洪水)【L1】【L2】	土地利用制限の検討	市	---	---	---																																																																																																																																																																													
		<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫流エリアにおける地区計画の策定、用途地域の変更等の土地利用制限について検討し、建築物等の強靱化を図ることにより人的被害の回避に取組み、居住誘導します。</li> </ul>																																																																																																																																																																																	
リスク低減	ハード(全ての災害)	四十四田ダムの嵩上げ	国	---	---	---																																																																																																																																																																													
		<ul style="list-style-type: none"> <li>四十四田ダムの嵩上げ及び関連する御所ダムの操作方法の変更により治水機能の増強を図ることについて、国へ要望します。</li> </ul>																																																																																																																																																																																	
		北上川河川改修の推進	国	---	---	---																																																																																																																																																																													
		<ul style="list-style-type: none"> <li>黒石野地区の堤防整備について、国へ要望します。</li> </ul>																																																																																																																																																																																	
リスク低減	ハード(全ての災害)	要配慮者施設への止水板の設置対策の検討	市	---	---	---																																																																																																																																																																													
		<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。</li> </ul>																																																																																																																																																																																	
		歩行者等の避難空間確保のための道路整備	市	---	---	---																																																																																																																																																																													
リスク低減	ハード(全ての災害)	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難計画が効果的に発揮されるように、徒歩での避難がしやすい避難空間の確保のため、(都)盛岡駅南大通線、岩手公園開運橋線、本町通天神町線の整備に着手します。</li> </ul>	市	---	---	---																																																																																																																																																																													
		公共交通軸(松園)の4車線化整備	市	---	---	---																																																																																																																																																																													
							<p>→ 実施    - - - 検討</p>																																																																																																																																																																												
方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標																																																																																																																																																																															
				短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)																																																																																																																																																																													
リスク回避	土地利用(洪水)【L2】	居住誘導区域、都市機能誘導区域の見直し	市	防災指針編の策定にあわせて実施																																																																																																																																																																															
		<ul style="list-style-type: none"> <li>家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食、氾濫流)を居住誘導区域に設定しないこととします。(中心市街地を除く)</li> <li>河岸侵食エリアを都市機能誘導区域に設定しないこととします。</li> </ul>																																																																																																																																																																																	
リスク低減	ハード(洪水)【L1】【L2】	土地利用制限の検討	市	---	---	---																																																																																																																																																																													
		<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫流エリアにおける地区計画の策定、用途地域の変更等の土地利用制限について検討し、建築物等の強靱化を図ることにより人的被害の回避に取組み、居住誘導します。</li> </ul>																																																																																																																																																																																	
リスク低減	ハード(全ての災害)	四十四田ダムの嵩上げ	国	---	---	---																																																																																																																																																																													
		<ul style="list-style-type: none"> <li>四十四田ダムの嵩上げ及び関連する御所ダムの操作方法の変更により治水機能の増強を図ることについて、国へ要望します。</li> </ul>																																																																																																																																																																																	
		北上川河川改修の推進	国	---	---	---																																																																																																																																																																													
		<ul style="list-style-type: none"> <li>黒石野地区の堤防整備について、国へ要望します。</li> </ul>																																																																																																																																																																																	
リスク低減	ハード(全ての災害)	要配慮者施設への止水板の設置対策の検討	市	---	---	---																																																																																																																																																																													
		<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。</li> </ul>																																																																																																																																																																																	
		歩行者等の避難空間確保のための道路整備	市	---	---	---																																																																																																																																																																													
リスク低減	ハード(全ての災害)	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難計画が効果的に発揮されるように、徒歩での避難がしやすい避難空間の確保のため、(都)盛岡駅南大通線、岩手公園開運橋線、本町通天神町線の整備に着手します。</li> </ul>	市	---	---	---																																																																																																																																																																													
		公共交通軸(松園)の4車線化整備	市	---	---	---																																																																																																																																																																													
							<p>→ 実施    - - - 検討</p>																																																																																																																																																																												



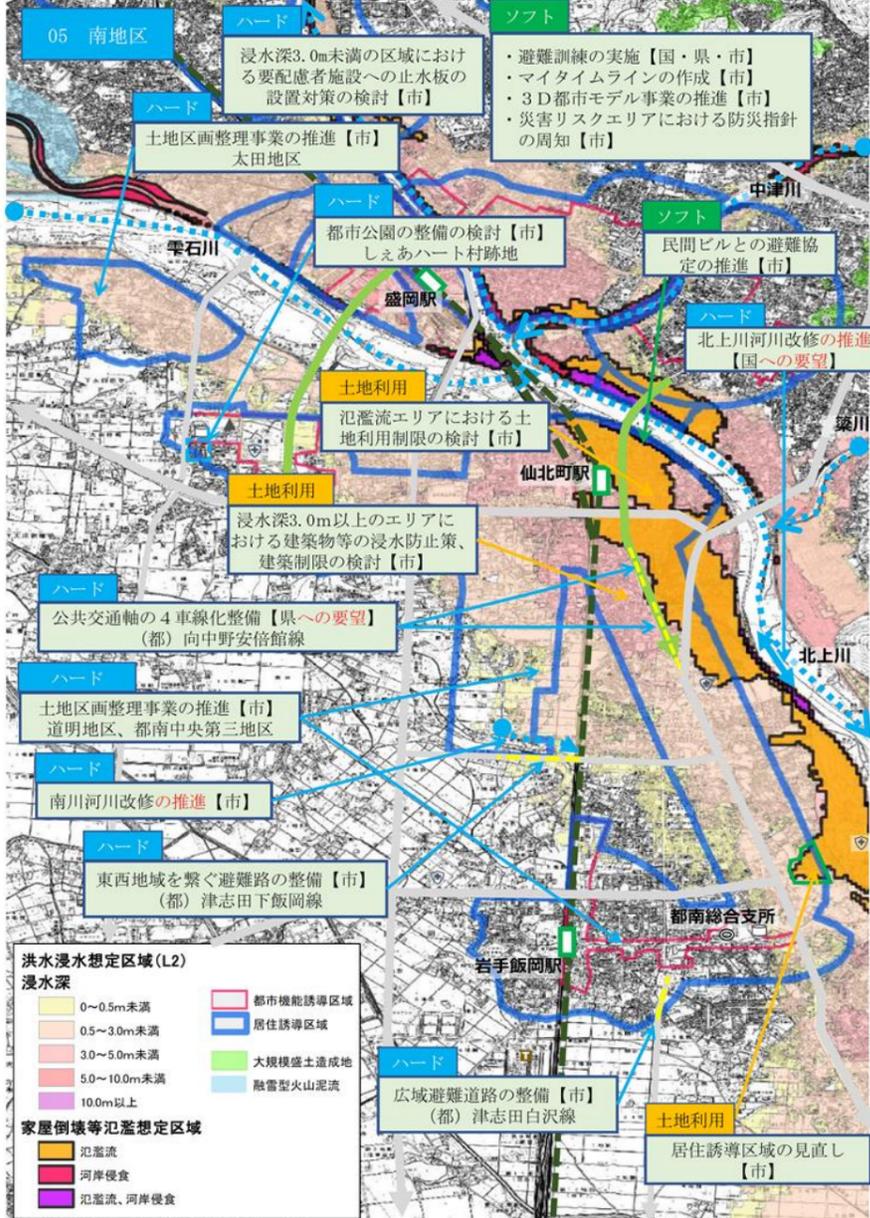
頁	意見等	修正前	修正後	備考																																																																																																																														
77	修正等	実施時期の目標 都市機能誘導区域の見直し 「 <u>本改訂とあわせて実施</u> 」	実施時期の目標 都市機能誘導区域の見直し 「 <u>防災指針編の策定にあわせて実施</u> 」																																																																																																																															
77	修正等	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">(旧) 表</div> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">方針</th> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">対策内容</th> <th rowspan="2">事業主体</th> <th colspan="3">実施時期の目標</th> </tr> <tr> <th>短期(5年)</th> <th>中期(10年)</th> <th>長期(20年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">リスク回避</td> <td rowspan="4">土地利用(洪水)【L2】</td> <td>都市機能誘導区域の見直し</td> <td>市</td> <td>本改訂とあわせて実施</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)を都市機能誘導区域に設定しないこととします。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地利用制限の検討</td> <td>市</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・氾濫流エリアにおける地区計画の策定、用途地域の変更等の土地利用制限について検討し、建築物等の強化を図ることにより人的被害の回避に取組み、居住誘導します。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">リスク低減</td> <td rowspan="2">ハード(洪水)【L1】【L2】</td> <td>建築物等の浸水防止策、建築制限の検討</td> <td>市</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・浸水深3.0m以上の洪水浸水想定区域内において、災害時において垂直避難を容易にできるよう、地区計画の策定や建築物の浸水防止策等について検討し、建築物の強化を図ることにより、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">リスク低減</td> <td rowspan="2">ハード(全ての災害)</td> <td>要配慮者施設への止水板の設置対策の検討</td> <td>市</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">リスク低減</td> <td rowspan="2">ハード(全ての災害)</td> <td>公共交通軸(都南)の4車線化整備</td> <td>県</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・災害時でも、公共交通機関を確保するため、(都)向中野安倍館線(明治橋北側付近)の事業化について、県へ要望します。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">→ 実施    - - - 検討</p>	方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標			短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)	リスク回避	土地利用(洪水)【L2】	都市機能誘導区域の見直し	市	本改訂とあわせて実施			・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)を都市機能誘導区域に設定しないこととします。				土地利用制限の検討	市	→			・氾濫流エリアにおける地区計画の策定、用途地域の変更等の土地利用制限について検討し、建築物等の強化を図ることにより人的被害の回避に取組み、居住誘導します。				リスク低減	ハード(洪水)【L1】【L2】	建築物等の浸水防止策、建築制限の検討	市				・浸水深3.0m以上の洪水浸水想定区域内において、災害時において垂直避難を容易にできるよう、地区計画の策定や建築物の浸水防止策等について検討し、建築物の強化を図ることにより、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。				リスク低減	ハード(全ての災害)	要配慮者施設への止水板の設置対策の検討	市				・浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。				リスク低減	ハード(全ての災害)	公共交通軸(都南)の4車線化整備	県				・災害時でも、公共交通機関を確保するため、(都)向中野安倍館線(明治橋北側付近)の事業化について、県へ要望します。				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">(新) 表</div> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">方針</th> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">対策内容</th> <th rowspan="2">事業主体</th> <th colspan="3">実施時期の目標</th> </tr> <tr> <th>短期(5年)</th> <th>中期(10年)</th> <th>長期(20年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">リスク回避</td> <td rowspan="4">土地利用(洪水)【L2】</td> <td>都市機能誘導区域の見直し</td> <td>市</td> <td>防災指針編の策定にあわせて実施</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)を都市機能誘導区域に設定しないこととします。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地利用制限の検討</td> <td>市</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・氾濫流エリアにおける地区計画の策定、用途地域の変更等の土地利用制限について検討し、建築物等の強化を図ることにより人的被害の回避に取組み、居住誘導します。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">リスク低減</td> <td rowspan="2">ハード(洪水)【L1】【L2】</td> <td>建築物等の浸水防止策、建築制限の検討</td> <td>市</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・浸水深3.0m以上の洪水浸水想定区域内において、災害時において垂直避難を容易にできるよう、地区計画の策定や建築物の浸水防止策等について検討し、建築物の強化を図ることにより、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">リスク低減</td> <td rowspan="2">ハード(全ての災害)</td> <td>要配慮者施設への止水板の設置対策の検討</td> <td>市</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">リスク低減</td> <td rowspan="2">ハード(全ての災害)</td> <td>公共交通軸(都南)の4車線化整備</td> <td>県</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・災害時でも、公共交通機関を確保するため、(都)向中野安倍館線(明治橋北側付近)の事業化について、県へ要望します。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">→ 実施    - - - 検討</p>	方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標			短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)	リスク回避	土地利用(洪水)【L2】	都市機能誘導区域の見直し	市	防災指針編の策定にあわせて実施			・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)を都市機能誘導区域に設定しないこととします。				土地利用制限の検討	市	→			・氾濫流エリアにおける地区計画の策定、用途地域の変更等の土地利用制限について検討し、建築物等の強化を図ることにより人的被害の回避に取組み、居住誘導します。				リスク低減	ハード(洪水)【L1】【L2】	建築物等の浸水防止策、建築制限の検討	市				・浸水深3.0m以上の洪水浸水想定区域内において、災害時において垂直避難を容易にできるよう、地区計画の策定や建築物の浸水防止策等について検討し、建築物の強化を図ることにより、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。				リスク低減	ハード(全ての災害)	要配慮者施設への止水板の設置対策の検討	市				・浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。				リスク低減	ハード(全ての災害)	公共交通軸(都南)の4車線化整備	県				・災害時でも、公共交通機関を確保するため、(都)向中野安倍館線(明治橋北側付近)の事業化について、県へ要望します。				
方針	種別	対策内容					事業主体	実施時期の目標																																																																																																																										
			短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)																																																																																																																													
リスク回避	土地利用(洪水)【L2】	都市機能誘導区域の見直し	市	本改訂とあわせて実施																																																																																																																														
		・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)を都市機能誘導区域に設定しないこととします。																																																																																																																																
		土地利用制限の検討	市	→																																																																																																																														
		・氾濫流エリアにおける地区計画の策定、用途地域の変更等の土地利用制限について検討し、建築物等の強化を図ることにより人的被害の回避に取組み、居住誘導します。																																																																																																																																
リスク低減	ハード(洪水)【L1】【L2】	建築物等の浸水防止策、建築制限の検討	市																																																																																																																															
		・浸水深3.0m以上の洪水浸水想定区域内において、災害時において垂直避難を容易にできるよう、地区計画の策定や建築物の浸水防止策等について検討し、建築物の強化を図ることにより、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。																																																																																																																																
リスク低減	ハード(全ての災害)	要配慮者施設への止水板の設置対策の検討	市																																																																																																																															
		・浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。																																																																																																																																
リスク低減	ハード(全ての災害)	公共交通軸(都南)の4車線化整備	県																																																																																																																															
		・災害時でも、公共交通機関を確保するため、(都)向中野安倍館線(明治橋北側付近)の事業化について、県へ要望します。																																																																																																																																
方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標																																																																																																																														
				短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)																																																																																																																												
リスク回避	土地利用(洪水)【L2】	都市機能誘導区域の見直し	市	防災指針編の策定にあわせて実施																																																																																																																														
		・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)を都市機能誘導区域に設定しないこととします。																																																																																																																																
		土地利用制限の検討	市	→																																																																																																																														
		・氾濫流エリアにおける地区計画の策定、用途地域の変更等の土地利用制限について検討し、建築物等の強化を図ることにより人的被害の回避に取組み、居住誘導します。																																																																																																																																
リスク低減	ハード(洪水)【L1】【L2】	建築物等の浸水防止策、建築制限の検討	市																																																																																																																															
		・浸水深3.0m以上の洪水浸水想定区域内において、災害時において垂直避難を容易にできるよう、地区計画の策定や建築物の浸水防止策等について検討し、建築物の強化を図ることにより、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。																																																																																																																																
リスク低減	ハード(全ての災害)	要配慮者施設への止水板の設置対策の検討	市																																																																																																																															
		・浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。																																																																																																																																
リスク低減	ハード(全ての災害)	公共交通軸(都南)の4車線化整備	県																																																																																																																															
		・災害時でも、公共交通機関を確保するため、(都)向中野安倍館線(明治橋北側付近)の事業化について、県へ要望します。																																																																																																																																

頁	意見等	修正前	修正後	備考
79	関係機関協議 修正等	ハード対策 ・「北上川河川改修____【国____】」 ・「公共交通軸の4車線化整備【県____】(都) 向中野安倍館線」	ハード対策 ・「北上川河川改修の推進【国への要望】」に修正。 ・「公共交通軸の4車線化整備【県への要望】(都) 向中野安倍館線」に修正。	
79	修正等	ハード対策 ・「南川河川改修____【市】」	ハード対策 ・「南川河川改修の推進【市】」に修正。	
79	修正等	(旧) 図面	(新) 図面	

(旧) 図面



(新) 図面



頁	意見等	修正前	修正後	備考																																																																																																														
80	修正等	<p>実施時期の目標 居住誘導区域の見直し 「<u>本改訂とあわせて実施</u>」</p> <p>(旧) 表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">方針</th> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">対策内容</th> <th rowspan="2">事業主体</th> <th colspan="3">実施時期の目標</th> </tr> <tr> <th>短期(5年)</th> <th>中期(10年)</th> <th>長期(20年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">リスク回避</td> <td rowspan="4">土地利用(洪水)【L2】</td> <td>居住誘導区域の見直し ・三本柳地域において、家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)を居住誘導区域に設定しないこととします。</td> <td>市</td> <td>本改訂とあわせて実施</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地利用制限の検討 ・氾濫流エリアにおける地区計画の策定、用途地域の変更等の土地利用制限について検討し、建築物等の強靱化を図ることにより人的被害の回避に取組み、居住誘導します。</td> <td>市</td> <td>-----&gt;</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築物等の浸水防止策、建築制限の検討 ・浸水深3.0m以上の洪水浸水想定区域内において、災害時において垂直避難を容易にできるよう、地区計画の策定や建築物の浸水防止策等について検討し、建築物の強靱化を図ることにより、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。</td> <td>市</td> <td>-----&gt;</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>北上川河川改修の推進 ・津志田地区の堤防整備について、国へ要望します。</td> <td>国</td> <td>-----&gt;</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">リスク低減</td> <td rowspan="2">ハード(洪水)【L1】【L2】</td> <td>南川河川改修の推進 ・南川の改修工事により洪水リスクを低減します。</td> <td>市</td> <td>-----&gt;</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>要配慮者施設への止水板の設置対策の検討 ・浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。</td> <td>市</td> <td>-----&gt;</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ハード(全ての災害)</td> <td>広域避難道路の整備 ・矢巾町との広域避難を促進するため(都)津志田白沢線の整備を促進します。</td> <td>市</td> <td>-----&gt;</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公共交通軸(都南)の4車線化整備 ・災害時でも緊急指定道路としての機能を果たし、公共交通機関を確保するため、(都)向中野安倍館線(仙北地域)の事業化について、県へ要望します。</td> <td>県</td> <td>-----&gt;</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">-----&gt; 実施    - - - - -&gt; 検討</p>	方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標			短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)	リスク回避	土地利用(洪水)【L2】	居住誘導区域の見直し ・三本柳地域において、家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)を居住誘導区域に設定しないこととします。	市	本改訂とあわせて実施			土地利用制限の検討 ・氾濫流エリアにおける地区計画の策定、用途地域の変更等の土地利用制限について検討し、建築物等の強靱化を図ることにより人的被害の回避に取組み、居住誘導します。	市	----->			建築物等の浸水防止策、建築制限の検討 ・浸水深3.0m以上の洪水浸水想定区域内において、災害時において垂直避難を容易にできるよう、地区計画の策定や建築物の浸水防止策等について検討し、建築物の強靱化を図ることにより、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。	市	----->			北上川河川改修の推進 ・津志田地区の堤防整備について、国へ要望します。	国	----->			リスク低減	ハード(洪水)【L1】【L2】	南川河川改修の推進 ・南川の改修工事により洪水リスクを低減します。	市	----->			要配慮者施設への止水板の設置対策の検討 ・浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。	市	----->			ハード(全ての災害)	広域避難道路の整備 ・矢巾町との広域避難を促進するため(都)津志田白沢線の整備を促進します。	市	----->			公共交通軸(都南)の4車線化整備 ・災害時でも緊急指定道路としての機能を果たし、公共交通機関を確保するため、(都)向中野安倍館線(仙北地域)の事業化について、県へ要望します。	県	----->			<p>実施時期の目標 居住誘導区域の見直し 「<u>防災指針編の策定にあわせて実施</u>」</p> <p>(新) 表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">方針</th> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">対策内容</th> <th rowspan="2">事業主体</th> <th colspan="3">実施時期の目標</th> </tr> <tr> <th>短期(5年)</th> <th>中期(10年)</th> <th>長期(20年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">リスク回避</td> <td rowspan="4">土地利用(洪水)【L2】</td> <td>居住誘導区域の見直し ・三本柳地域において、家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)を居住誘導区域に設定しないこととします。</td> <td>市</td> <td>防災指針編の策定にあわせて実施</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地利用制限の検討 ・氾濫流エリアにおける地区計画の策定、用途地域の変更等の土地利用制限について検討し、建築物等の強靱化を図ることにより人的被害の回避に取組み、居住誘導します。</td> <td>市</td> <td>-----&gt;</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築物等の浸水防止策、建築制限の検討 ・浸水深3.0m以上の洪水浸水想定区域内において、災害時において垂直避難を容易にできるよう、地区計画の策定や建築物の浸水防止策等について検討し、建築物の強靱化を図ることにより、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。</td> <td>市</td> <td>-----&gt;</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>北上川河川改修の推進 ・津志田地区の堤防整備について、国へ要望します。</td> <td>国</td> <td>-----&gt;</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">リスク低減</td> <td rowspan="2">ハード(洪水)【L1】【L2】</td> <td>南川河川改修の推進 ・南川の改修工事により洪水リスクを低減します。</td> <td>市</td> <td>-----&gt;</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>要配慮者施設への止水板の設置対策の検討 ・浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。</td> <td>市</td> <td>-----&gt;</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ハード(全ての災害)</td> <td>広域避難道路の整備 ・矢巾町との広域避難を促進するため(都)津志田白沢線の整備を促進します。</td> <td>市</td> <td>-----&gt;</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公共交通軸(都南)の4車線化整備 ・災害時でも緊急指定道路としての機能を果たし、公共交通機関を確保するため、(都)向中野安倍館線(仙北地域)の事業化について、県へ要望します。</td> <td>県</td> <td>-----&gt;</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">-----&gt; 実施    - - - - -&gt; 検討</p>	方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標			短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)	リスク回避	土地利用(洪水)【L2】	居住誘導区域の見直し ・三本柳地域において、家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)を居住誘導区域に設定しないこととします。	市	防災指針編の策定にあわせて実施			土地利用制限の検討 ・氾濫流エリアにおける地区計画の策定、用途地域の変更等の土地利用制限について検討し、建築物等の強靱化を図ることにより人的被害の回避に取組み、居住誘導します。	市	----->			建築物等の浸水防止策、建築制限の検討 ・浸水深3.0m以上の洪水浸水想定区域内において、災害時において垂直避難を容易にできるよう、地区計画の策定や建築物の浸水防止策等について検討し、建築物の強靱化を図ることにより、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。	市	----->			北上川河川改修の推進 ・津志田地区の堤防整備について、国へ要望します。	国	----->			リスク低減	ハード(洪水)【L1】【L2】	南川河川改修の推進 ・南川の改修工事により洪水リスクを低減します。	市	----->			要配慮者施設への止水板の設置対策の検討 ・浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。	市	----->			ハード(全ての災害)	広域避難道路の整備 ・矢巾町との広域避難を促進するため(都)津志田白沢線の整備を促進します。	市	----->			公共交通軸(都南)の4車線化整備 ・災害時でも緊急指定道路としての機能を果たし、公共交通機関を確保するため、(都)向中野安倍館線(仙北地域)の事業化について、県へ要望します。	県	----->			
方針	種別	対策内容					事業主体	実施時期の目標																																																																																																										
			短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)																																																																																																													
リスク回避	土地利用(洪水)【L2】	居住誘導区域の見直し ・三本柳地域において、家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)を居住誘導区域に設定しないこととします。	市	本改訂とあわせて実施																																																																																																														
		土地利用制限の検討 ・氾濫流エリアにおける地区計画の策定、用途地域の変更等の土地利用制限について検討し、建築物等の強靱化を図ることにより人的被害の回避に取組み、居住誘導します。	市	----->																																																																																																														
		建築物等の浸水防止策、建築制限の検討 ・浸水深3.0m以上の洪水浸水想定区域内において、災害時において垂直避難を容易にできるよう、地区計画の策定や建築物の浸水防止策等について検討し、建築物の強靱化を図ることにより、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。	市	----->																																																																																																														
		北上川河川改修の推進 ・津志田地区の堤防整備について、国へ要望します。	国	----->																																																																																																														
リスク低減	ハード(洪水)【L1】【L2】	南川河川改修の推進 ・南川の改修工事により洪水リスクを低減します。	市	----->																																																																																																														
		要配慮者施設への止水板の設置対策の検討 ・浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。	市	----->																																																																																																														
	ハード(全ての災害)	広域避難道路の整備 ・矢巾町との広域避難を促進するため(都)津志田白沢線の整備を促進します。	市	----->																																																																																																														
		公共交通軸(都南)の4車線化整備 ・災害時でも緊急指定道路としての機能を果たし、公共交通機関を確保するため、(都)向中野安倍館線(仙北地域)の事業化について、県へ要望します。	県	----->																																																																																																														
方針	種別	対策内容	事業主体	実施時期の目標																																																																																																														
				短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)																																																																																																												
リスク回避	土地利用(洪水)【L2】	居住誘導区域の見直し ・三本柳地域において、家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)を居住誘導区域に設定しないこととします。	市	防災指針編の策定にあわせて実施																																																																																																														
		土地利用制限の検討 ・氾濫流エリアにおける地区計画の策定、用途地域の変更等の土地利用制限について検討し、建築物等の強靱化を図ることにより人的被害の回避に取組み、居住誘導します。	市	----->																																																																																																														
		建築物等の浸水防止策、建築制限の検討 ・浸水深3.0m以上の洪水浸水想定区域内において、災害時において垂直避難を容易にできるよう、地区計画の策定や建築物の浸水防止策等について検討し、建築物の強靱化を図ることにより、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。	市	----->																																																																																																														
		北上川河川改修の推進 ・津志田地区の堤防整備について、国へ要望します。	国	----->																																																																																																														
リスク低減	ハード(洪水)【L1】【L2】	南川河川改修の推進 ・南川の改修工事により洪水リスクを低減します。	市	----->																																																																																																														
		要配慮者施設への止水板の設置対策の検討 ・浸水深3.0m未満の区域における要配慮者施設への止水板の設置対策の検討を行い、建築物の浸水防止を図り、人的被害の回避に取組み、居住誘導します。	市	----->																																																																																																														
	ハード(全ての災害)	広域避難道路の整備 ・矢巾町との広域避難を促進するため(都)津志田白沢線の整備を促進します。	市	----->																																																																																																														
		公共交通軸(都南)の4車線化整備 ・災害時でも緊急指定道路としての機能を果たし、公共交通機関を確保するため、(都)向中野安倍館線(仙北地域)の事業化について、県へ要望します。	県	----->																																																																																																														

(朱色部分は変更)

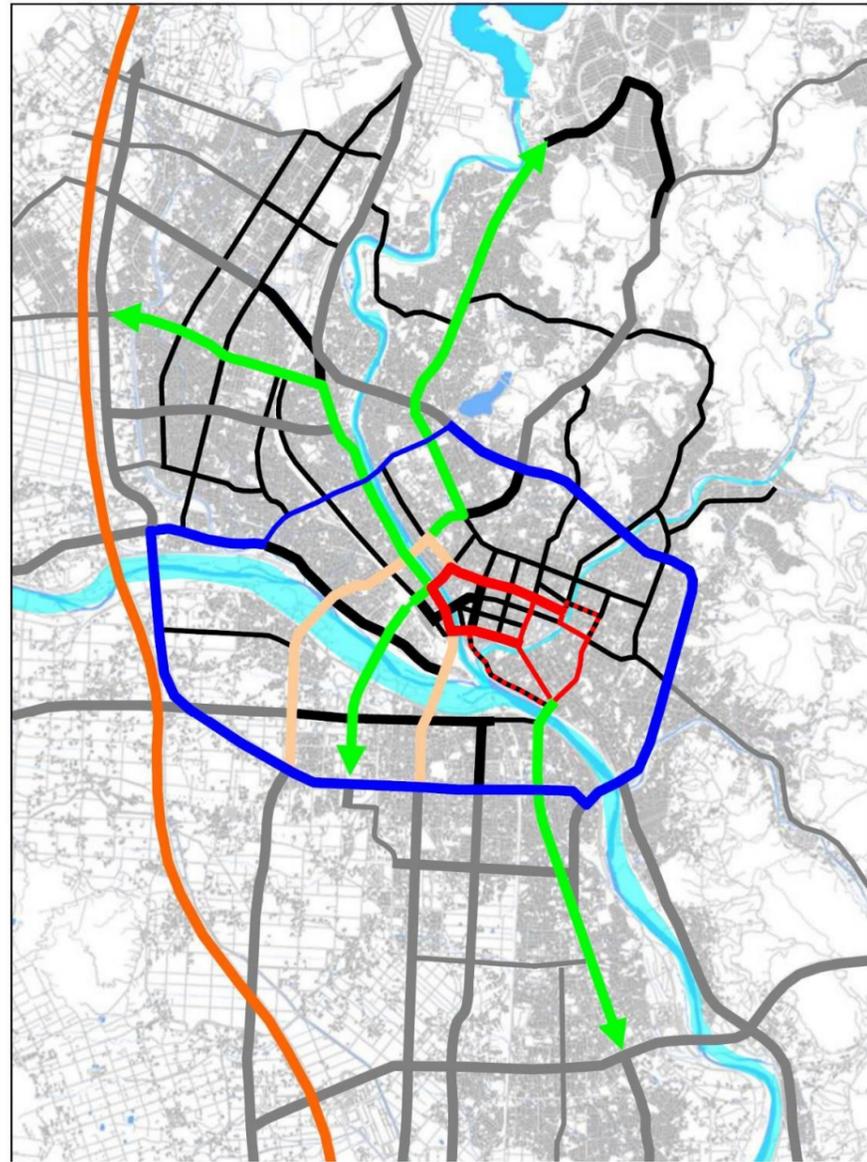
新	旧	備考
<p data-bbox="388 716 1062 793">盛岡市立地適正化計画</p>  <p data-bbox="587 1528 825 1577">令和2年3月</p> <p data-bbox="439 1619 973 1667">(令和3年3月 第1回変更)</p> <p data-bbox="439 1709 982 1757"><u>(令和〇年〇月 第2回変更)</u></p> <p data-bbox="638 1799 777 1848">盛岡市</p>	<p data-bbox="1546 716 2220 793">盛岡市立地適正化計画</p>  <p data-bbox="1783 1528 2021 1577">令和2年3月</p> <p data-bbox="1635 1619 2169 1667">(令和3年3月 第1回変更)</p> <p data-bbox="1834 1709 1973 1757">盛岡市</p>	

新	旧	備考
		
第1章 立地適正化計画策定の背景と目的..... 1 第2章 都市が抱える課題分析及び解決すべき課題の抽出..... 10 1. 盛岡市の現状と将来見通し..... 10 2. 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造への誘導に向けた課題..... 69 第3章 まちづくりの方針..... 72 第4章 目指すべき都市の骨格構造..... 75 1. 暮らしのイメージの実現に向けた骨格構造の考え方..... 75 2. 目指すべき都市の骨格構造..... 79 第5章 課題解決のための取組み方針・誘導方針..... 82 1. 課題解決のための取組み方針..... 82 2. 都市機能誘導・居住誘導の方針..... 84 第6章 誘導区域等..... 86 1. 都市機能誘導区域..... 86 2. 居住誘導区域..... 94 3. 市独自区域（一般居住区域）..... 95 4. 居住誘導区域及び一般居住区域に含めない区域..... 96 5. 誘導区域等..... 107 第7章 誘導施設..... 108 1. 誘導施設の候補となる都市機能及び施設の整理..... 108 2. 誘導施設設定の基本的な考え方..... 112 3. 誘導施設..... 117 第8章 誘導施策..... 118 1. 都市機能誘導区域に誘導施設を維持・誘導するための施策..... 118 2. 居住誘導区域における人口密度の維持を図るための施策..... 123 3. 低未利用土地の有効活用と適正管理のための施策..... 127 4. 地域の魅力を活かしたまちづくりの促進に係る施策..... 129 5. 利用しやすい地域公共交通網の形成に係る施策..... 131 6. 届出制度..... 133 第9章 目標と期待される効果..... 135 1. 定量的な目標値..... 135 2. 期待される定量的な効果..... 137 第10章 施策の達成状況に関する評価方法..... 138 参考..... 141 変更の経緯..... 143 <a href="#">別冊 防災指針編</a>		
		防災指針編の追加
		



新	旧	備考
<p><b>第2章 都市が抱える課題分析及び解決すべき課題の抽出</b></p> <p>1. 盛岡市の現状と将来見通し</p> <p>～ 略（変更なし）～</p> <p>2. 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造への誘導に向けた課題</p> <p>～ 略（変更なし）～</p>	<p><b>第2章 都市が抱える課題分析及び解決すべき課題の抽出</b></p> <p>1. 盛岡市の現状と将来見通し</p> <p>～ 略（変更なし）～</p> <p>2. 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造への誘導に向けた課題</p> <p>～ 略（変更なし）～</p>	
<p><b>第3章 まちづくりの方針</b></p> <p>～ 略（変更なし）～</p>	<p><b>第3章 まちづくりの方針</b></p> <p>～ 略（変更なし）～</p>	
<p><b>第4章 目指すべき都市の骨格構造</b></p> <p>1. 暮らしのイメージの実現に向けた骨格構造の考え方</p> <p>(1) ゾーンの設定方針</p> <p>～ 略（変更なし）～</p> <p>(2) 拠点の設定方針</p> <p>～ 略（変更なし）～</p> <p>(3) ネットワークの設定方針</p> <p>「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造における公共交通ネットワークについては、「もりおか交通戦略(第二期)計画書(令和3年9月)」の「新たな将来道路網計画」に位置付けられている「公共交通軸」を踏まえて設定します。</p> <p>「公共交通軸」は、各地域の特性に応じて、公共交通による中心市街地との結びつきの充実・強化を図る交通軸で、中心市街地と松園、青山、盛南、都南の各地区を結ぶ路線が位置付けられています。</p>	<p><b>第4章 目指すべき都市の骨格構造</b></p> <p>1. 暮らしのイメージの実現に向けた骨格構造の考え方</p> <p>(1) ゾーンの設定方針</p> <p>～ 略（変更なし）～</p> <p>(2) 拠点の設定方針</p> <p>～ 略（変更なし）～</p> <p>(3) ネットワークの設定方針</p> <p>「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造における公共交通ネットワークについては、「もりおか交通戦略計画書(平成21年10月)」の「新たな将来道路網計画」に位置付けられている「公共交通軸」を踏まえて設定します。</p> <p>「公共交通軸」は、各地域の特性に応じて、公共交通による中心市街地との結びつきの充実・強化を図る交通軸で、中心市街地と松園、青山、盛南、都南の各地区を結ぶ路線が位置付けられています。</p>	<p>表現の修正</p>

新



- 凡 例 (太線: 4車線以上, 細線: 2車線)
- 放射道路 (公共交通軸)
  - 市街地環状道路
  - その他幹線道路
  - 広域関連道路 (本調査の検討対象外)
  - 都心環状道路 (中心市街地施策関連)
  - 都心環状道路を補完する道路
  - 中心市街地と新市街地を結ぶ幹線道路

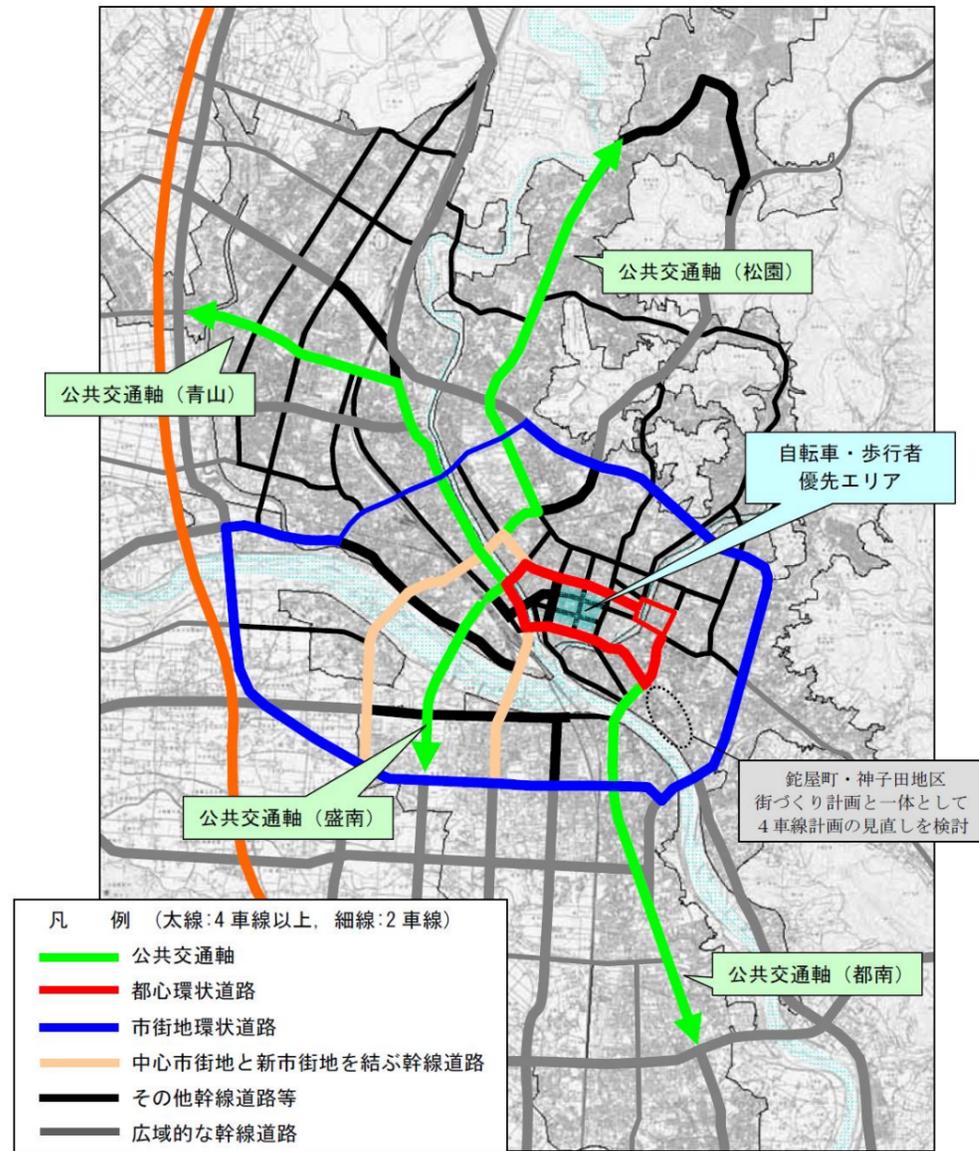
図 将来道路網計画

出典: 盛岡市「もりおか交通戦略 (第二期) 計画書 (令和3年9月)」

## 2. 目指すべき都市の骨格構造

～ 略 (変更なし) ～

旧



- 凡 例 (太線: 4車線以上, 細線: 2車線)
- 公共交通軸
  - 都心環状道路
  - 市街地環状道路
  - 中心市街地と新市街地を結ぶ幹線道路
  - その他幹線道路等
  - 広域的な幹線道路

図 将来道路網計画

出典: 盛岡市「もりおか交通戦略計画書 (平成21年10月)」

## 2. 目指すべき都市の骨格構造

～ 略 (変更なし) ～

備考

「もりおか交通戦略」改定に伴う将来道路網計画図の更新

新	旧	備考
<p data-bbox="151 268 1311 338"><b>第5章 課題解決のための取組み方針・誘導方針</b></p> <p data-bbox="151 369 1311 420"><b>1. 課題解決のための取組み方針</b></p> <p data-bbox="587 453 872 485">～ 略（変更なし）～</p> <p data-bbox="151 562 1311 613"><b>2. 都市機能誘導・居住誘導の方針</b></p> <p data-bbox="151 632 1311 667"><b>（1）都市機能誘導の方針</b></p> <p data-bbox="151 669 1311 810">中心拠点としての役割を担う都市機能誘導区域は、目指すべき都市の骨格構造で「中心拠点」に位置付けられ、多様な都市機能が集積し、主要な交通結節点に歩いてアクセス可能なエリアに設定します。生活の利便性を高める機能はもとより、県庁所在都市としての活動を牽引する都市機能の維持、誘導を図ります。</p> <p data-bbox="151 812 1311 1024">地域拠点としての役割を担う都市機能誘導区域は、目指すべき都市の骨格構造で「地域拠点」に位置付けた、日常生活に必要な都市機能が集積し、主要な交通結節点に歩いてアクセス可能なエリア、及び玉山地域の中で、旧玉山村の中心として都市機能や人口が集積しているエリアに設定します。日常生活に必要な都市機能の維持、誘導とともに、住みなれた地域で安心して住み続けられるよう、コミュニティの拠点としての機能の維持を図ります。</p> <p data-bbox="151 1026 1311 1096"><u>また、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）に含まれる区域は、防災指針に基づき、都市機能誘導区域に設定しません。</u></p> <p data-bbox="151 1129 1311 1165"><b>（2）居住誘導の方針</b></p> <p data-bbox="151 1167 1311 1203">居住誘導の方針は、目指すべき都市の骨格構造で設定したゾーンごとに設定します。</p> <p data-bbox="151 1205 1311 1346">「都心ゾーン」の中で、盛岡駅及び盛岡バスセンターの徒歩圏、盛岡都心循環バス「でんでんむし」の路線沿線といった公共交通の利便性が高いエリアは、「都心居住区域」とします。歩いて多様な都市機能にアクセスできる暮らしの場として、低未利用土地への中高層の共同住宅の立地などにより、高密度な人口集積の維持を図ります。</p> <p data-bbox="151 1348 1311 1488">「新都心ゾーン」及び「都心周辺ゾーン」、「快適居住ゾーン」の中で、公共交通軸沿線などの公共交通の利便性が高いエリアは、「公共交通沿線居住区域」とします。公共交通の利便性が高く、中心拠点や地域拠点へのアクセスが容易な暮らしの場として、人口集積の維持を図ります。</p> <p data-bbox="151 1491 1311 1631">「田園居住ゾーン」の玉山地域の中で、旧玉山村の中心として都市機能や人口が集積している玉山総合事務所周辺のエリア及び好摩駅周辺のエリアは、「居住環境形成区域」とします。日常生活に必要な都市機能が享受しやすい、戸建て住宅を中心としたゆとりある住宅地として、人口集積の維持を図ります。</p> <p data-bbox="151 1633 1311 1736">なお、「工業・流通集積ゾーン」、及び土砂災害等の災害の危険性が高いエリア等については、積極的な居住誘導は行わないものとし、「都心居住区域」、「公共交通沿線居住区域」、「居住環境形成区域」に含めないこととします。</p> <p data-bbox="151 1738 1311 1950">また、「都心居住区域」、「公共交通沿線居住区域」、「居住環境形成区域」は、都市再生特別措置法第81条第2項第2号の居住誘導区域とし、市街化区域内におけるこれらの区域以外は、「工業・流通集積ゾーン」及び土砂災害等の災害の危険性が高いエリア並びに<u>防災指針により居住誘導区域に設定しない区域（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）</u>）等を除き、一般居住区域とします。この一般居住区域は、これまでどおり、地域の特性に応じた暮らしやコミュニティ等の存続を図る区域とします。</p>	<p data-bbox="1311 268 2472 338"><b>第5章 課題解決のための取組み方針・誘導方針</b></p> <p data-bbox="1311 369 2472 420"><b>1. 課題解決のための取組み方針</b></p> <p data-bbox="1748 453 2033 485">～ 略（変更なし）～</p> <p data-bbox="1311 562 2472 613"><b>2. 都市機能誘導・居住誘導の方針</b></p> <p data-bbox="1311 632 2472 667"><b>（1）都市機能誘導の方針</b></p> <p data-bbox="1311 669 2472 810">中心拠点としての役割を担う都市機能誘導区域は、目指すべき都市の骨格構造で「中心拠点」に位置付けられ、多様な都市機能が集積し、主要な交通結節点に歩いてアクセス可能なエリアに設定します。生活の利便性を高める機能はもとより、県庁所在都市としての活動を牽引する都市機能の維持、誘導を図ります。</p> <p data-bbox="1311 812 2472 1024">地域拠点としての役割を担う都市機能誘導区域は、目指すべき都市の骨格構造で「地域拠点」に位置付けた、日常生活に必要な都市機能が集積し、主要な交通結節点に歩いてアクセス可能なエリア、及び玉山地域の中で、旧玉山村の中心として都市機能や人口が集積しているエリアに設定します。日常生活に必要な都市機能の維持、誘導とともに、住みなれた地域で安心して住み続けられるよう、コミュニティの拠点としての機能の維持を図ります。</p> <p data-bbox="1311 1129 2472 1165"><b>（2）居住誘導の方針</b></p> <p data-bbox="1311 1167 2472 1203">居住誘導の方針は、目指すべき都市の骨格構造で設定したゾーンごとに設定します。</p> <p data-bbox="1311 1205 2472 1346">「都心ゾーン」の中で、盛岡駅及び盛岡バスセンターの徒歩圏、盛岡都心循環バス「でんでんむし」の路線沿線といった公共交通の利便性が高いエリアは、「都心居住区域」とします。歩いて多様な都市機能にアクセスできる暮らしの場として、低未利用土地への中高層の共同住宅の立地などにより、高密度な人口集積の維持を図ります。</p> <p data-bbox="1311 1348 2472 1488">「新都心ゾーン」及び「都心周辺ゾーン」、「快適居住ゾーン」の中で、公共交通軸沿線などの公共交通の利便性が高いエリアは、「公共交通沿線居住区域」とします。公共交通の利便性が高く、中心拠点や地域拠点へのアクセスが容易な暮らしの場として、人口集積の維持を図ります。</p> <p data-bbox="1311 1491 2472 1631">「田園居住ゾーン」の玉山地域の中で、旧玉山村の中心として都市機能や人口が集積している玉山総合事務所周辺のエリア及び好摩駅周辺のエリアは、「居住環境形成区域」とします。日常生活に必要な都市機能が享受しやすい、戸建て住宅を中心としたゆとりある住宅地として、人口集積の維持を図ります。</p> <p data-bbox="1311 1633 2472 1736">なお、「工業・流通集積ゾーン」、及び土砂災害等の災害の危険性が高いエリア等については、積極的な居住誘導は行わないものとし、「都心居住区域」、「公共交通沿線居住区域」、「居住環境形成区域」に含めないこととします。</p> <p data-bbox="1311 1738 2472 1950">また、「都心居住区域」、「公共交通沿線居住区域」、「居住環境形成区域」は、都市再生特別措置法第81条第2項第2号の居住誘導区域とし、市街化区域内におけるこれらの区域以外は、「工業・流通集積ゾーン」及び土砂災害等の災害の危険性が高いエリア等を除き、一般居住区域とします。この一般居住区域は、これまでどおり、地域の特性に応じた暮らしやコミュニティ等の存続を図る区域とします。</p>	<p data-bbox="2472 1010 2819 1041">防災指針編に関する記載を追記</p> <p data-bbox="2472 1829 2819 1860">防災指針編に関する記載を追記</p>

新	旧	備考
<p data-bbox="151 264 534 317"><b>第6章 誘導区域等</b></p> <p data-bbox="151 359 525 405"><b>1. 都市機能誘導区域</b></p> <p data-bbox="587 443 878 480">～ 略（変更なし）～</p> <p data-bbox="151 514 457 560"><b>2. 居住誘導区域</b></p> <p data-bbox="587 598 878 636">～ 略（変更なし）～</p> <p data-bbox="151 669 676 716"><b>3. 市独自区域（一般居住区域）</b></p> <p data-bbox="602 753 893 791">～ 略（変更なし）～</p>	<p data-bbox="1317 264 1700 317"><b>第6章 誘導区域等</b></p> <p data-bbox="1317 359 1691 405"><b>1. 都市機能誘導区域</b></p> <p data-bbox="1754 443 2044 480">～ 略（変更なし）～</p> <p data-bbox="1317 514 1623 560"><b>2. 居住誘導区域</b></p> <p data-bbox="1754 598 2044 636">～ 略（変更なし）～</p> <p data-bbox="1317 669 1843 716"><b>3. 市独自区域（一般居住区域）</b></p> <p data-bbox="1768 753 2059 791">～ 略（変更なし）～</p>	

新	旧	備考
<p><b>4. 居住誘導区域及び一般居住区域に含めない区域</b></p> <p>居住誘導区域は、人口密度の維持を図るべき区域であることから、次に示す災害の危険性が高い区域や住宅の建築を制限している区域は含めないこととします。</p> <p>また、一般居住区域は、暮らしやコミュニティ等の存続を図るべき区域であることから、居住誘導区域と同様に、次に示す災害の危険性が高い区域や住宅の建築を制限している区域は含めないこととします。</p> <p>なお、市の中心部等は、北上川、雫石川、中津川の浸水想定区域となっておりますが、これらの区域には多様な都市機能および人口が集積しており、市の都市構造上、将来的にも都市機能を存置すべき区域であることから、居住誘導区域に含めることとします。</p> <p>居住誘導区域内の洪水による被害の軽減を図るため、緊急性の高い雨水幹線整備の重点的な実施、雨水流出量の増加に対応するための一級河川南川の改修の推進等、災害によいまちづくりを推進します。また、ハザードマップの周知徹底や災害発生時に市民や事業所が迅速・的確に避難行動がとれるよう、積極的な情報提供を行います。</p> <p>また、国土交通省においては、北上川の上流域は、流域内で最大の人口・資産が集積する盛岡市を抱え、ダム等の治水施設の能力を超える豪雨が発生した場合、その被害は甚大であることから、「四十四田ダムと御所ダムの洪水調節機能向上」のための対策を実施し、下流域の安全度を下げる事無く、盛岡市街地を含む北上川上流域の安全度向上を図ることをポイントの一つとして、平成 30 年（2018 年）6 月に「北上川水系河川整備計画」の変更を行っています。さらに、気候変動による今後の水害の激甚化・頻発化に備え、北上川水系北上川流域において、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して流域全体で水災害対策を行う「北上川水系流域治水プロジェクト」により、流域治水の取組を計画的に推進することとしており、本市においても流域治水の対策に取り組んでいます。</p> <p>①～⑦ ～ (略) 変更なし ～</p>	<p><b>4. 居住誘導区域及び一般居住区域に含めない区域</b></p> <p>居住誘導区域は、人口密度の維持を図るべき区域であることから、次に示す災害の危険性が高い区域や住宅の建築を制限している区域は含めないこととします。</p> <p>また、一般居住区域は、暮らしやコミュニティ等の存続を図るべき区域であることから、居住誘導区域と同様に、次に示す災害の危険性が高い区域や住宅の建築を制限している区域は含めないこととします。</p> <p>なお、市の中心部等は、北上川、雫石川、中津川の浸水想定区域となっておりますが、これらの区域には多様な都市機能および人口が集積しており、市の都市構造上、将来的にも都市機能を存置すべき区域であることから、居住誘導区域に含めることとします。</p> <p>居住誘導区域内の洪水による被害の軽減を図るため、緊急性の高い雨水幹線整備の重点的な実施、雨水流出量の増加に対応するための一級河川南川の改修の推進等、災害によいまちづくりを推進します。また、ハザードマップの周知徹底や災害発生時に市民や事業所が迅速・的確に避難行動がとれるよう、積極的な情報提供を行います。</p> <p>また、国土交通省においては、北上川の上流域は、流域内で最大の人口・資産が集積する盛岡市を抱え、ダム等の治水施設の能力を超える豪雨が発生した場合、その被害は甚大であることから、「四十四田ダムと御所ダムの洪水調節機能向上」のための対策を実施し、下流域の安全度を下げる事無く、盛岡市街地を含む北上川上流域の安全度向上を図ることをポイントの一つとして、平成 30 年（2018 年）6 月に「北上川水系河川整備計画」の変更を行っています。</p> <p>①～⑦ ～ (略) 変更なし ～</p>	<p>北上川水系流域治水プロジェクトに関する記載を追記</p>

### 5. 誘導区域等

都市機能誘導区域の設定基準、居住誘導区域の設定基準及び市独自区域（一般居住区域）の設定基準を踏まえ、以下のように誘導区域等を設定します。また、居住誘導区域及び都市機能誘導区域に設定しない地域は次頁のとおりです。

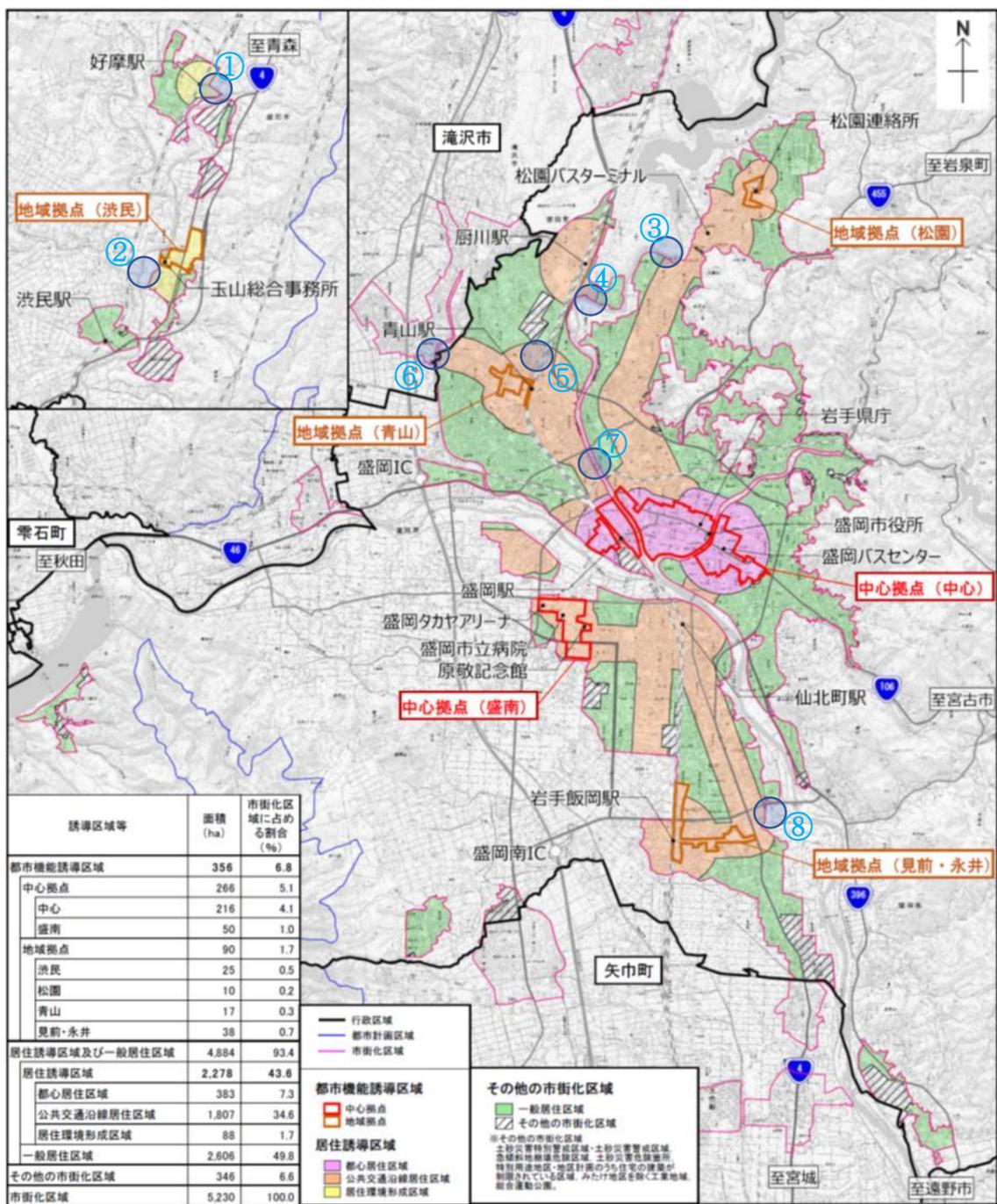


図 誘導区域等

※市街化区域において、この図に表示する各誘導区域の縁辺部で、土地の一部に誘導区域を含む建築行為又は開発行為を行う土地は誘導区域とします。

### 5. 誘導区域等

都市機能誘導区域の設定基準、居住誘導区域の設定基準及び市独自区域（一般居住区域）の設定基準を踏まえ、以下のように誘導区域等を設定します。

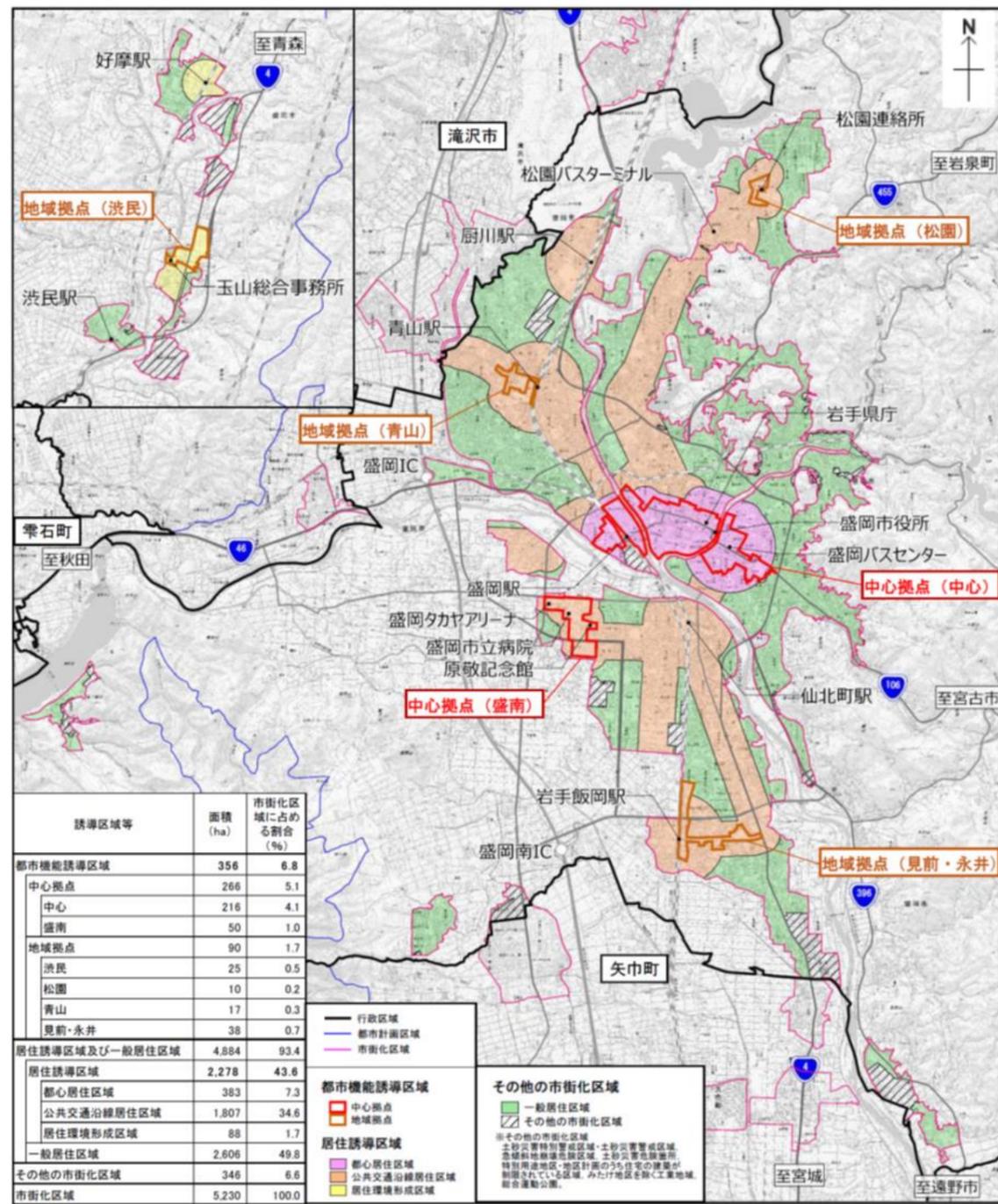


図 誘導区域等

※市街化区域において、この図に表示する各誘導区域の縁辺部で、土地の一部に誘導区域を含む建築行為又は開発行為を行う土地は誘導区域とします。

防災指針編に関する誘導区域等の図面の修正（都市機能誘導区域、居住誘導区域に設定しない箇所を明示）

新

旧

備考

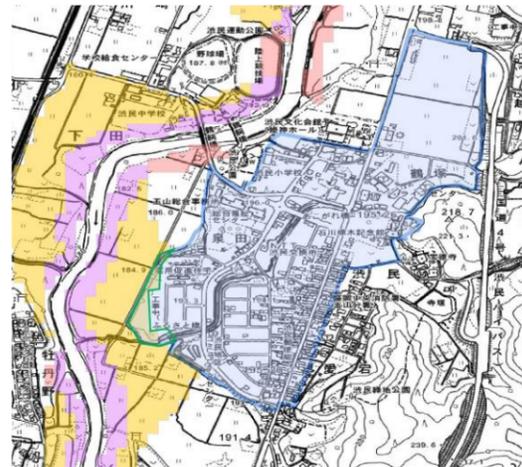
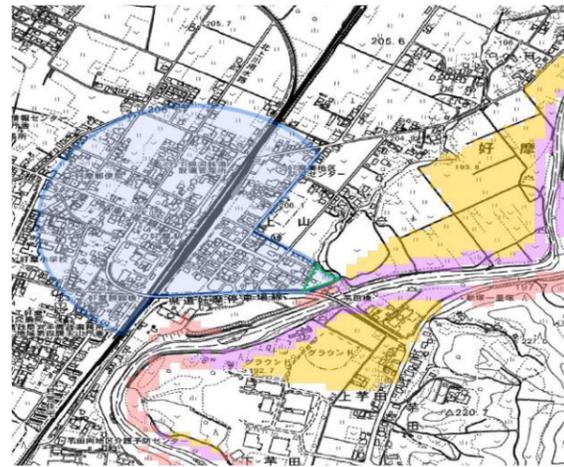
○居住誘導区域に設定しない地域

除外地域	氾濫流	河岸侵食
①好摩字上山付近（芋田橋上流_北上川右岸）		○
②洪民字泉田付近（鶴飼橋下流_北上川左岸）	○	
③岩脇町付近（北上川左岸）	○	○
④厨川二丁目付近（三馬橋下流_北上川右岸）	○	○
⑤上堂二丁目、三丁目、四丁目付近（北大橋付近_北上川右岸、木賊川両岸）	○	○
⑥西青山三丁目（諸葛橋下流_諸葛川左岸）		○
⑦前九年一丁目から夕顔瀬町まで（館坂橋付近～夕顔瀬橋上流_北上川両岸）	○	○
⑧三本柳5地割、7地割地内（都南大橋付近_北上川右岸）	○	

居住誘導区域に設定しない地域の記載

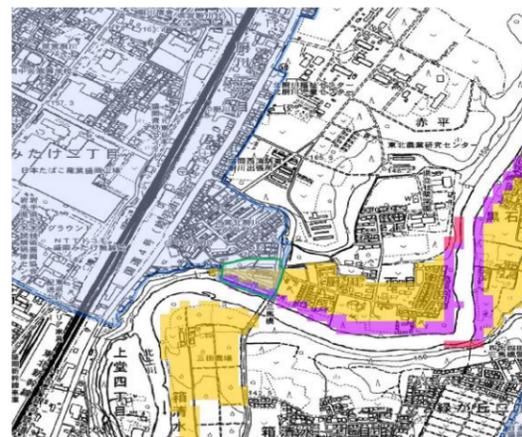
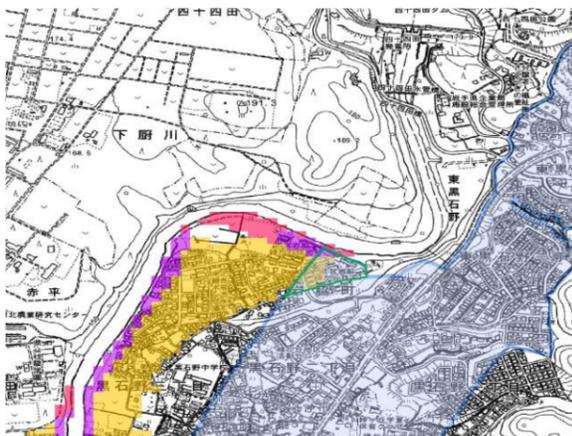
①好摩字上山付近（芋田橋上流\_北上川右岸）

②洪民字泉田付近（鶴飼橋下流\_北上川左岸）



③岩脇町付近（北上川左岸）

④厨川二丁目付近（三馬橋下流\_北上川右岸）



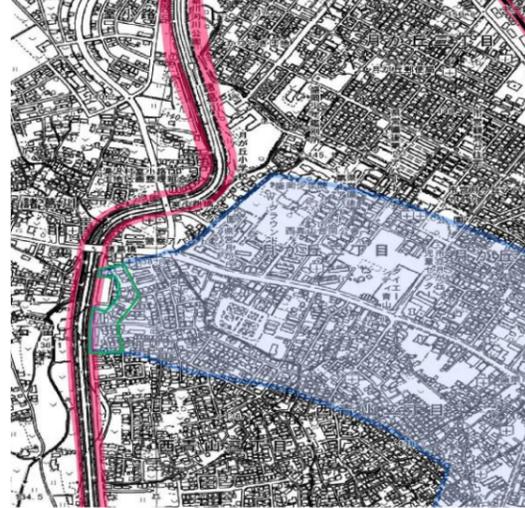
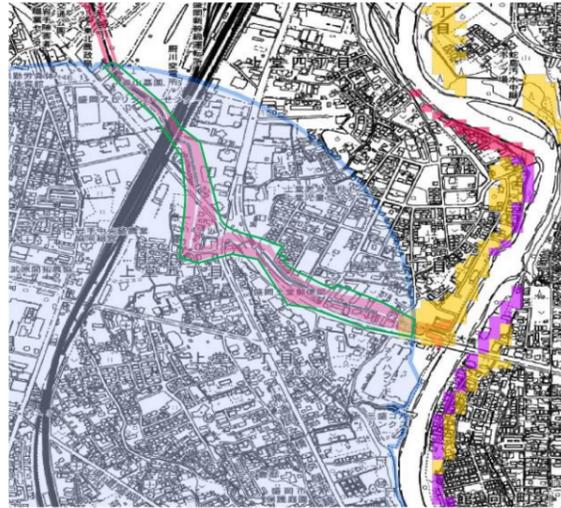
新

旧

備考

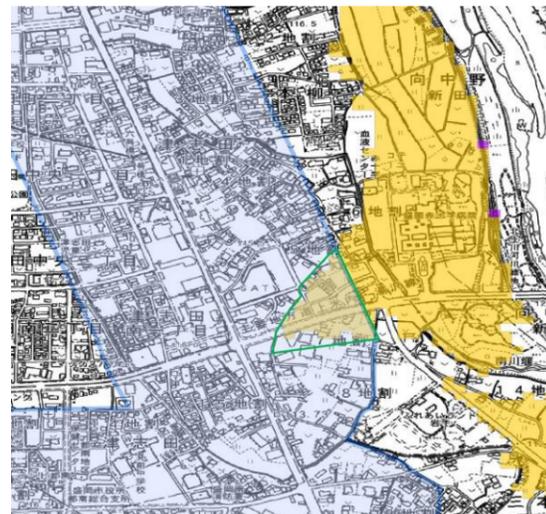
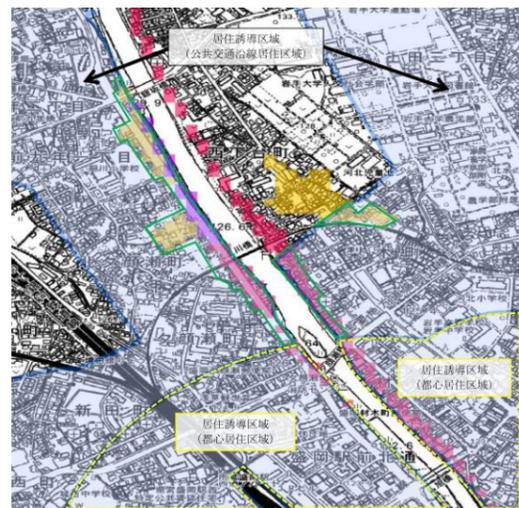
⑤上堂二丁目、三丁目、四丁目付近（北大橋付近\_北上川右岸、木賊川両岸）

⑥西青山三丁目（諸葛橋下流\_諸葛川左岸）



⑦前九年一丁目から夕顔瀬町まで（館坂橋付近～夕顔瀬橋上流\_北上川両岸）

⑧三本柳5地割、7地割地内（都南大橋付近\_北上川右岸）



：居住誘導区域外

居住誘導区域に設定しない区域の記載

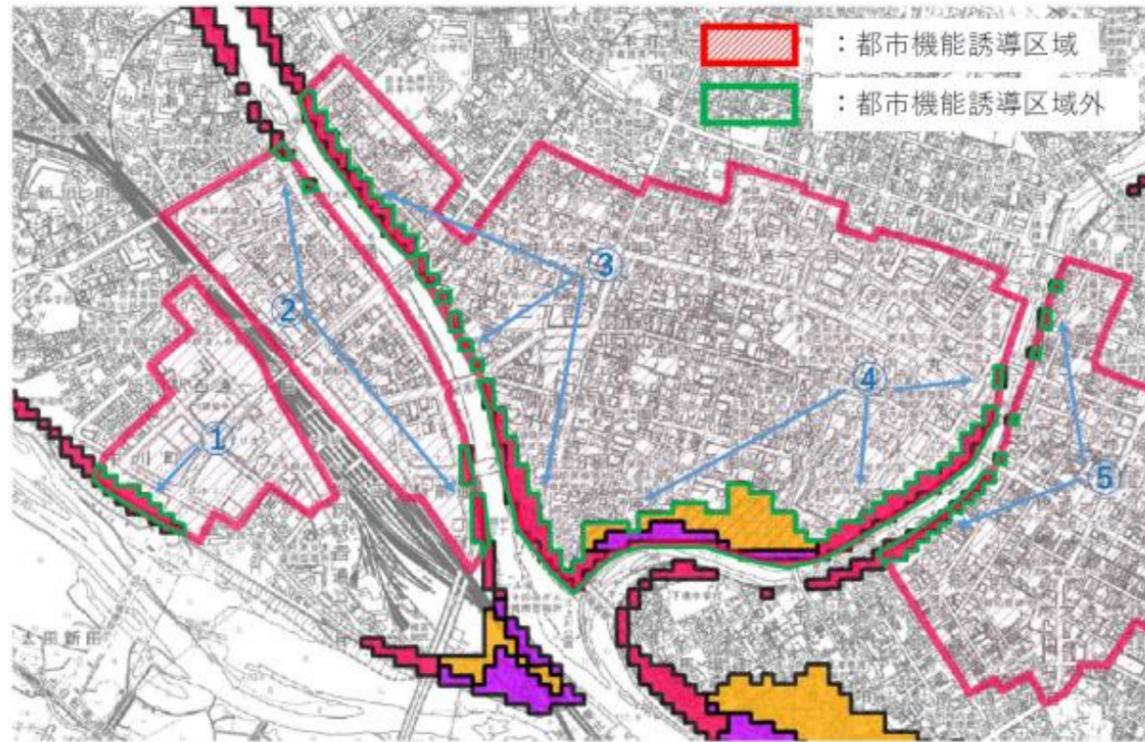
新

旧

備考

○都市機能誘導区域に設定しない地域

除外地域（中心市街地）	氾濫流	河岸侵食
①盛岡駅西通一丁目、二丁目付近（雫石川左岸）		○
②盛岡駅前北通、盛岡駅前通付近（夕顔瀬橋下流_北上川右岸）		○
③材木町、大通三丁目、大沢川原三丁目付近（夕顔瀬橋下流_北上川左岸）		○
④内丸、大沢川原一丁目、二丁目付近（与の字橋下流_中津川右岸）	○	○
⑤紺屋町、中ノ橋通一丁目、肴町付近（上の橋下流_中津川左岸）		○



都市機能誘導区域に設定しない区域の記載

新	旧	備考																			
<p><b>第8章 誘導施策</b></p> <p>「都市機能誘導区域に誘導施設を維持・誘導するための施策」、及び「居住誘導区域における人口密度の維持を図るための施策」、「低未利用土地の有効活用と適正管理のための施策」を、誘導施策として設定します。</p> <p>また、市域全体を見据え、この3つに加えて、「地域の魅力を活かしたまちづくりの促進に係る施策」と「利用しやすい地域公共交通網の形成に係る施策」を設定します。</p> <p><u>さらに、本市の有する災害リスクの状況等を踏まえ、近年、頻発化・激甚化している水災害リスクへの対応等を中心に、防災まちづくりに向けた対策等を「防災指針編」に設定します。</u></p> <p><b>1. 都市機能誘導区域に誘導施設を維持・誘導するための施策</b></p> <p>～ 略（変更なし）～</p> <p><b>2. 居住誘導区域における人口密度の維持を図るための施策</b></p> <p>居住誘導区域における人口密度の維持を図るための施策を次のとおり設定します。</p> <p>この施策については、その事業の内容を踏まえ、「①安心して利便性の高い住まいの供給」、「②歴史的な趣のある居住環境の形成」、「③若者や子育て世代の定住を促進」、「④安心して子どもを産み育てられる環境整備」、「⑤安心安全な市街地の形成」「⑥空き家等対策の推進」の6つに区分して記載します。</p> <p>①～② ～（略）変更なし～</p> <p>③ 若者や子育て世代の定住を促進</p> <table border="1" data-bbox="166 1184 1323 1407"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>事業名</th> <th>事業概要</th> <th>出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子育て世代の定住促進</td> <td>空き家等バンク制度・空き家等購入費補助金</td> <td>空き家等の有効活用を通して、子育て世代の住み替えによる住環境の改善を図ります。また、空き家等購入費補助金については、子育て世帯への補助額の加算を行い、子育て世代による空き家の利活用の促進を図ります。</td> <td>盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略</td> </tr> </tbody> </table> <p>④～⑤ ～（略）変更なし～</p>	施策	事業名	事業概要	出典	子育て世代の定住促進	空き家等バンク制度・空き家等購入費補助金	空き家等の有効活用を通して、子育て世代の住み替えによる住環境の改善を図ります。また、空き家等購入費補助金については、子育て世帯への補助額の加算を行い、子育て世代による空き家の利活用の促進を図ります。	盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略	<p><b>第8章 誘導施策</b></p> <p>「都市機能誘導区域に誘導施設を維持・誘導するための施策」、及び「居住誘導区域における人口密度の維持を図るための施策」、「低未利用土地の有効活用と適正管理のための施策」を、誘導施策として設定します。</p> <p>また、市域全体を見据え、この3つに加えて、「地域の魅力を活かしたまちづくりの促進に係る施策」と「利用しやすい地域公共交通網の形成に係る施策」を設定します。</p> <p><b>1. 都市機能誘導区域に誘導施設を維持・誘導するための施策</b></p> <p>～ 略（変更なし）～</p> <p><b>2. 居住誘導区域における人口密度の維持を図るための施策</b></p> <p>居住誘導区域における人口密度の維持を図るための施策を次のとおり設定します。</p> <p>この施策については、その事業の内容を踏まえ、「①安心して利便性の高い住まいの供給」、「②歴史的な趣のある居住環境の形成」、「③若者や子育て世代の定住を促進」、「④安心して子どもを産み育てられる環境整備」、「⑤安心安全な市街地の形成」「⑥空き家等対策の推進」の6つに区分して記載します。</p> <p>①～② ～（略）変更なし～</p> <p>③ 若者や子育て世代の定住を促進</p> <table border="1" data-bbox="1353 1184 2510 1507"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>事業名</th> <th>事業概要</th> <th>出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">子育て世代の定住促進</td> <td>空き家等バンク制度・空き家等改修事業補助金</td> <td>空き家等の有効活用を通して、子育て世代の住み替えによる住環境の改善を図ります。また、空き家等改修事業補助金については、子育て世帯への補助額の加算を行い、子育て世代による空き家の利活用の促進を図ります。</td> <td>盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略</td> </tr> <tr> <td>子育て世帯支援型賃貸住宅改修事業</td> <td>既存住宅等を改修し子育て世帯専用の賃貸住宅とする民間事業者等に対して、改修に要する費用の一部を補助します。</td> <td>盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略</td> </tr> </tbody> </table> <p>④～⑤ ～（略）変更なし～</p>	施策	事業名	事業概要	出典	子育て世代の定住促進	空き家等バンク制度・空き家等改修事業補助金	空き家等の有効活用を通して、子育て世代の住み替えによる住環境の改善を図ります。また、空き家等改修事業補助金については、子育て世帯への補助額の加算を行い、子育て世代による空き家の利活用の促進を図ります。	盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略	子育て世帯支援型賃貸住宅改修事業	既存住宅等を改修し子育て世帯専用の賃貸住宅とする民間事業者等に対して、改修に要する費用の一部を補助します。	盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略	<p>防災指針編に関する「防災まちづくりに向けた対策」記載を追記</p> <p>令和3年度から岩手県が新たに市町村への間接補助として若者世代を対象とした「空き家住宅取得支援事業」を開始したことに伴う表現の修正</p> <p>令和2年度に「子育て世帯支援型賃貸住宅改修事業」を終了したことに伴う記載の削除</p>
施策	事業名	事業概要	出典																		
子育て世代の定住促進	空き家等バンク制度・空き家等購入費補助金	空き家等の有効活用を通して、子育て世代の住み替えによる住環境の改善を図ります。また、空き家等購入費補助金については、子育て世帯への補助額の加算を行い、子育て世代による空き家の利活用の促進を図ります。	盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略																		
施策	事業名	事業概要	出典																		
子育て世代の定住促進	空き家等バンク制度・空き家等改修事業補助金	空き家等の有効活用を通して、子育て世代の住み替えによる住環境の改善を図ります。また、空き家等改修事業補助金については、子育て世帯への補助額の加算を行い、子育て世代による空き家の利活用の促進を図ります。	盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略																		
	子育て世帯支援型賃貸住宅改修事業	既存住宅等を改修し子育て世帯専用の賃貸住宅とする民間事業者等に対して、改修に要する費用の一部を補助します。	盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略																		

新				旧				備考
⑥ 空き家等対策の推進				⑥ 空き家等対策の推進				令和3年度から岩手県が新たに市町村への間接補助として若者世代を対象とした「空き家住宅取得支援事業」を開始したことに伴う表現の修正
施策	事業名	事業概要	出典	施策	事業名	事業概要	出典	
空き家対策の推進	空き家等対策推進事業	周辺の生活環境に影響を及ぼしている空き家・空き地の所有者等に対して、適正管理に係る助言、指導、勧告等を行い、所有者等の責任において是正措置がとられるよう働きかけるとともに、人の生命、財産等に著しい危険が切迫していると認められる場合は、応急措置等必要最小限度の措置をとります。また、地域資源である空き家等の有効活用を図るため、空き家等の所有者等に対し空き家等バンクへの登録を働きかけ、空き家等バンク制度を活用した空き家等情報の発信を行い、空き家等の利用促進を進めます。また、空き家等購入費補助金により、空き家等の購入を通じて地域の活性化を図ります。	—	空き家対策の推進	空き家等対策推進事業	周辺の生活環境に影響を及ぼしている空き家・空き地の所有者等に対して、適正管理に係る助言、指導、勧告等を行い、所有者等の責任において是正措置がとられるよう働きかけるとともに、人の生命、財産等に著しい危険が切迫していると認められる場合は、応急措置等必要最小限度の措置をとります。また、地域資源である空き家等の有効活用を図るため、空き家等の所有者等に対し空き家等バンクへの登録を働きかけ、空き家等バンク制度を活用した空き家等情報の発信を行い、空き家等の利用促進を進めます。また、空き家等改修事業補助金により、空き家等の改修を通じて地域の活性化を図ります。	—	

新				旧				備考
<p><b>3. 低未利用土地の有効活用と適正管理のための施策</b></p> <p>～ 略（変更なし）～</p> <p><b>4. 地域の魅力を活かしたまちづくりの促進に係る施策</b></p> <p>①～② ～ （略）変更なし ～</p> <p>③ 空き家等対策の推進</p>				<p><b>3. 低未利用土地の有効活用と適正管理のための施策</b></p> <p>～ 略（変更なし）～</p> <p><b>4. 地域の魅力を活かしたまちづくりの促進に係る施策</b></p> <p>①～② ～ （略）変更なし ～</p> <p>③ 空き家等対策の推進</p>				
施策	事業名	事業概要	出典	施策	事業名	事業概要	出典	
空き家等対策の推進	【再掲】 空き家等対策 推進事業	周辺の生活環境に影響を及ぼしている空き家・空き地の所有者等に対して、適正管理に係る助言、指導、勧告等を行い、所有者等の責任において是正措置がとられるよう働きかけるとともに、人の生命、財産等に著しい危険が切迫していると認められる場合は、応急措置等必要最小限度の措置をとります。また、地域資源である空き家等の有効活用を図るため、空き家等の所有者等に対し空き家等バンクへの登録を働きかけ、空き家等バンク制度を活用した空き家等情報の発信を行い、空き家等の利用促進を進めます。また、空き家等購入費補助金により、空き家等の購入を通じて地域の活性化を図ります。	—	空き家等対策の推進	【再掲】 空き家等対策 推進事業	周辺の生活環境に影響を及ぼしている空き家・空き地の所有者等に対して、適正管理に係る助言、指導、勧告等を行い、所有者等の責任において是正措置がとられるよう働きかけるとともに、人の生命、財産等に著しい危険が切迫していると認められる場合は、応急措置等必要最小限度の措置をとります。また、地域資源である空き家等の有効活用を図るため、空き家等の所有者等に対し空き家等バンクへの登録を働きかけ、空き家等バンク制度を活用した空き家等情報の発信を行い、空き家等の利用促進を進めます。また、空き家等改修事業補助金により、空き家等の改修を通じて地域の活性化を図ります。	—	
<p>④～⑤ ～ （略）変更なし ～</p> <p><b>5. 利用しやすい地域公共交通網の形成に係る施策</b></p> <p>～ 略（変更なし）～</p> <p><b>6. 届出制度</b></p> <p>～ 略（変更なし）～</p>				<p>④～⑤ ～ （略）変更なし ～</p> <p><b>5. 利用しやすい地域公共交通網の形成に係る施策</b></p> <p>～ 略（変更なし）～</p> <p><b>6. 届出制度</b></p> <p>～ 略（変更なし）～</p>				令和3年度から岩手県が新たに市町村への間接補助として若者世代を対象とした「空き家住宅取得支援事業」を開始したことに伴う表現の修正

新	旧	備考																
<p><b>第9章 目標と期待される効果</b></p> <p>「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造の実現を目指して、実施する各種施策の進捗やその効果等を把握し、より効果的に計画を運用していくために、平成 27 年（2015 年）を基準として、概ね 10 年後の令和 7 年（2025 年）、及び 20 年後の令和 17 年（2035 年）を目標年次と定め、「定量的な目標値」及び「期待される定量的な効果」をそれぞれ設定します。</p> <p><b>1. 定量的な目標値</b></p> <p>(1) ~ (3) ~ 略（変更なし）~</p> <p><u>(4) 居住誘導区域のうち災害リスクエリアにおける防災指針の全戸周知率(%)及び継続実施（防災指針）</u></p> <p>居住誘導区域のうち、マイクロ分析により抽出した浸水継続時間 24 時間（1 日間）以上が想定され、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）が想定されるような災害リスクの高い地域の全居住者を対象とし、防災指針や防災情報等の内容を周知するチラシ等を全戸配布（転入者含む）するとともに、これを継続して行うことで、居住誘導区域内で取り組む防災対策等の認知度及び防災意識の向上を図り、人的被害を確実に回避することを目標とします。</p> <table border="1" data-bbox="166 1005 1299 1148"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和 3 年 (2021 年)</th> <th>令和 7 年 (2025 年)</th> <th>令和 17 年 (2035 年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住誘導区域のうち災害リスクエリアにおける防災指針の全戸周知率(%)及び継続実施</td> <td>0%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(5) 居住誘導区域の都市計画道路の整備率(%)（防災指針）</u></p> <p>災害時において避難計画が効果的に発揮されるように、徒歩での避難がしやすい避難空間の確保し、広域避難を促進するため、居住誘導区域内の都市計画道路の整備を図ることを目標とします。</p> <table border="1" data-bbox="166 1390 1299 1499"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和 3 年 (2021 年)</th> <th>令和 7 年 (2025 年)</th> <th>令和 17 年 (2035 年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住誘導区域の都市計画道路の整備率 (%)</td> <td>79.8%</td> <td>81.5%</td> <td>83.4%</td> </tr> </tbody> </table>		令和 3 年 (2021 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 17 年 (2035 年)	居住誘導区域のうち災害リスクエリアにおける防災指針の全戸周知率(%)及び継続実施	0%	100%	100%		令和 3 年 (2021 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 17 年 (2035 年)	居住誘導区域の都市計画道路の整備率 (%)	79.8%	81.5%	83.4%	<p><b>第9章 目標と期待される効果</b></p> <p>「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造の実現を目指して、実施する各種施策の進捗やその効果等を把握し、より効果的に計画を運用していくために、平成 27 年（2015 年）を基準として、概ね 10 年後の令和 7 年（2025 年）、及び 20 年後の令和 17 年（2035 年）を目標年次と定め、「定量的な目標値」及び「期待される定量的な効果」をそれぞれ設定します。</p> <p><b>1. 定量的な目標値</b></p> <p>(1) ~ (3) ~ 略（変更なし）~</p>	<p>防災指針編に関する「防災まちづくりの目標値」記載を追記</p>
	令和 3 年 (2021 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 17 年 (2035 年)															
居住誘導区域のうち災害リスクエリアにおける防災指針の全戸周知率(%)及び継続実施	0%	100%	100%															
	令和 3 年 (2021 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 17 年 (2035 年)															
居住誘導区域の都市計画道路の整備率 (%)	79.8%	81.5%	83.4%															

新	旧	備考
<p data-bbox="557 279 914 331"><u>別冊 防災指針編</u></p>	<p data-bbox="1834 279 1952 331"><u>(新設)</u></p>	<p data-bbox="2487 296 2665 321">防災指針編の追加</p>